

# 第4次 岡崎市障がい者基本計画

第4期 岡崎市障がい福祉計画

平成 27 年度 — 平成 32 年度



平成 27 年 3 月

岡崎市



思いやり  
つながりあって  
自分らしく生きる  
都市（まち）岡崎



岡崎市では、平成11年に岡崎市障がい者基本計画を策定後、平成17年に第2次計画、平成21年に第3次計画を策定、障がい者施策を総合的・計画的に推進してまいりました。

国では、「障害者の権利に関する条約」を批准した後、障がい者施策に関する企画・立案や総合調整を担う内閣府を中心に、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みにかかっており、共生社会政策として各分野での連携した施策の展開が必要となっています。

このような背景の中、「思いやり つながりあって 自分らしく生きる都市（まち）岡崎」を掲げ、今までの計画を引き継ぎ、継続して障がい児・者が安心して暮らせるまちづくりを目指し、このたび、第4次計画を策定しました。

さて、岡崎市は、本年の家康公顕彰400年、続く来年の市制施行100周年と大きな節目の年を迎え、更なる発展への契機にしたいと考えています。これからも、次世代を担う子どもたちが、岡崎に生まれたことを喜び、誇りに思える「夢ある次の新しい岡崎」を築き、誰もが、訪れたい、住んでみたいと思うまちづくりを目指してまいります。皆様方には今後とも御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただいた「岡崎市障がい者自立支援協議会」及び「岡崎市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会」の委員の皆様をはじめ、障がい者団体、関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成27年3月

岡崎市長 内田 康 宏



## 目 次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 計画の位置づけと期間 .....	2
3 計画の対象者 .....	4
第2章 障がい者を取り巻く現況 .....	5
1 障がい者の現況 .....	5
2 アンケート調査結果 .....	7
3 関係団体ヒアリング調査結果 .....	13
4 障がい者を取り巻く近年の法制度の動向 .....	16
第3章 計画の理念・目標・体系・重点施策 .....	18
1 基本理念と基本目標 .....	18
2 計画の体系 .....	19
3 重点施策 .....	20
第4章 障がい者のための施策(障がい者基本計画) .....	24
1 生活の質を維持・増強する《生活支援》 .....	24
2 健康を維持・増進・回復する《保健・医療》 .....	30
3 子どもの力を伸ばす《教育・保育》 .....	34
4 社会参加を促進する《文化・スポーツ》 .....	36
5 いきいきと働けるしくみをつくる《雇用・就労》 .....	37
6 快適な生活空間を確保する《生活環境》 .....	39
7 安全・安心な地域生活を送る《防犯・防災》 .....	41
8 市民の福祉意識を高める《参画・協働》 .....	42
第5章 障がい福祉サービスの計画(障がい福祉計画) .....	46
1 計画の概要 .....	46
2 平成29年度の成果目標 .....	47
3 サービスごとの見込(活動指標)と確保策 .....	49
4 地域生活支援事業 .....	61
第6章 計画の推進体制・評価 .....	69
1 計画の推進体制 .....	69
2 計画の評価と見直し .....	70
参考資料 .....	71
1 計画策定の経過 .....	71
2 岡崎市障がい者自立支援協議会委員名簿 .....	72
3 岡崎市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会委員名簿 .....	73
4 用語解説 .....	74

《略称について》 本文中、次の略称表記を用いています。

正式名称	略称
岡崎市福祉の村	福祉の村
愛知県立心身障害児療育センター第二青い鳥学園	第二青い鳥学園



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

平成12年から始まった社会福祉基礎構造改革の中で、障がい者を取り巻く環境も大きな変換点を迎え、平成15年の「支援費制度」導入を機に、行政による措置制度から、障がい者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みとなりました。

その後、「障害者自立支援法」が公布され、障がい種別ごとに異なっていたサービス体系の一元化や利用者負担の導入などの改革がなされ、障がい者の地域生活と就労を進め自立を支援する観点から、地域社会との関わりがより緊密になってきました。さらに、発達障がいや高次脳機能障がいなど新たな障がいへの対応も図られ、平成25年4月には、障害者自立支援法は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）と改正され、障がいの範囲に難病等が追加されたほか、障がい者に対する支援の拡充が行われました。

一方、障がい者施策に関する企画・立案や総合調整を担う内閣府の共生社会政策では、平成23年に「障害者基本法」を改正、平成25年には29年度までを計画期間とする「障害者基本計画（第三次）」を策定、「障害の有無にかかわらず、国民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会を目指し、障害者の自立と社会参加の支援等を推進する」という方針のもと、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」を批准し、福祉や医療、まちづくり、社会システムなどの各分野と連携した障がい者施策を展開しています。

本市では、平成11年3月に岡崎市障がい者基本計画を策定したのち、平成17年3月に第2次計画、平成21年3月に第3次計画を策定し、ノーマライゼーション・インクルージョン・リハビリテーションの理念のもと、障がい者施策を総合的・計画的に推進してきました。また、平成19年3月には、障害者自立支援法に基づく第1期岡崎市障がい福祉計画を策定、平成21年3月に第2期計画、平成24年3月に第3期計画を策定し、障がい福祉サービス・地域生活支援事業（相談支援事業等）を必要とする市民が適切にサービスを受け、安心して地域で暮らしていけるよう努めてきました。

今回の計画見直しにあたり、国の法制度改正への対応や障がい者の抱える課題を解消し、住みなれた地域で生活し総合的な支援を受けることができるよう、障がい者施策の基本的な指針として『第4次岡崎市障がい者基本計画』を位置づけ、障がい福祉に関する実施計画部分として『第4期岡崎市障がい福祉計画』を内包し一体的に策定することとします。

## 2 計画の位置づけと期間

### (1) 計画の位置づけ

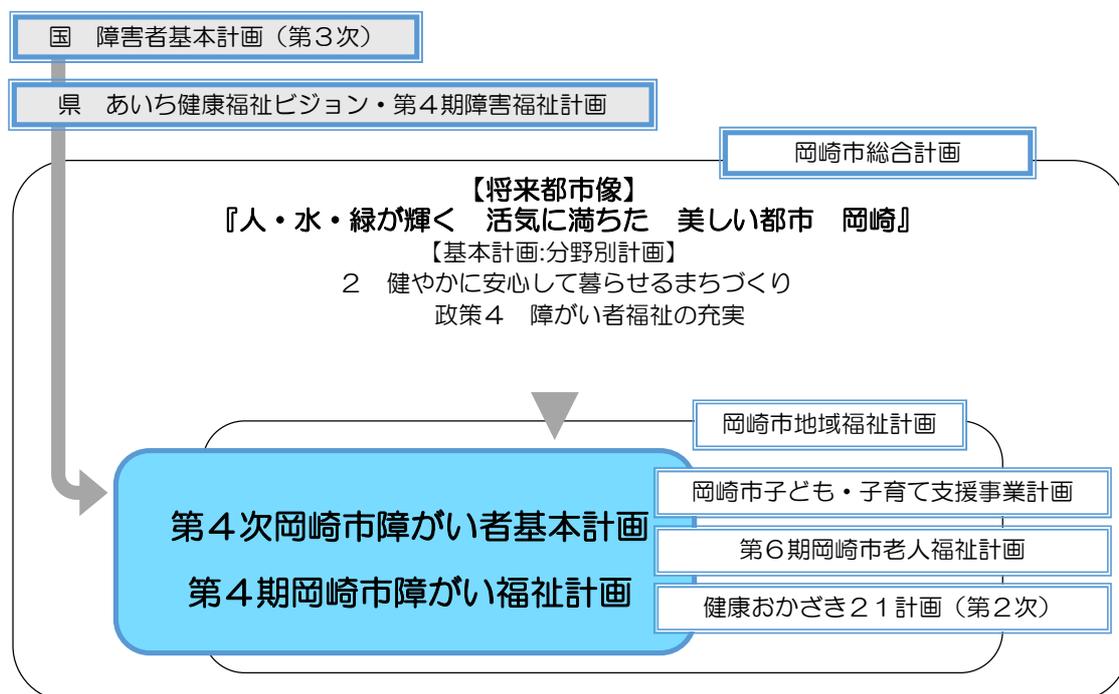
『障がい者基本計画』は障害者基本法第 11 条に基づく計画であり、今後の障がい者施策の体系に基づき個々の施策を計画的に進めていくための具体的な指針の役割を持っています。

一方、『障がい福祉計画』は障害者総合支援法第 88 条に基づく計画であり、障がい福祉サービスの見込み等の数値目標を明示した、障がい者基本計画の福祉分野における実施計画的な位置づけとなっています。

この障害者総合支援法は平成 25 年 4 月に障害者自立支援法が改正されたもので、障がい者の範囲に難病等が追加されたほか、重度訪問介護の対象者の拡大、共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化などが行われています。

本計画では、新たな法制度に対応し、『障がい者基本計画』と『障がい福祉計画』を一体化した『第 4 次岡崎市障がい者基本計画』として策定します。

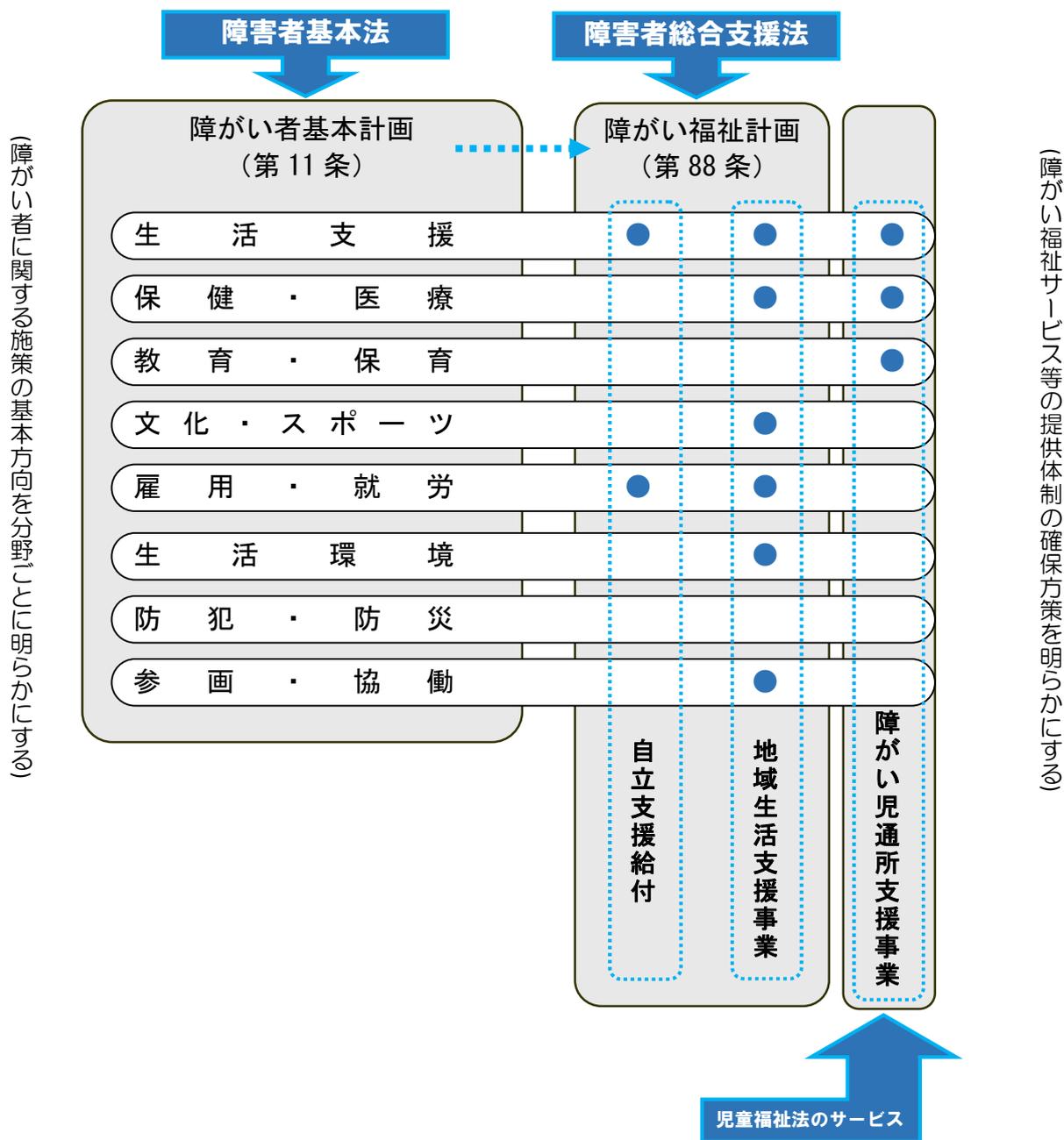
計画の策定に当たっては、岡崎市総合計画をはじめとする市の上位関連計画および国・県の計画との整合を図るものとします。



### (2) 計画の期間

『第 4 次岡崎市障がい者基本計画』の計画期間は平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 年間とします。なお『第 4 期岡崎市障がい福祉計画』部分については 3 か年の計画と定められていることから平成 27 年度から平成 29 年度とし、平成 29 年度に見直しを行い、平成 30 年度から平成 32 年度の『第 5 期岡崎市障がい福祉計画』を策定する予定です。

## 障がい者基本計画と障がい福祉計画の関係



### 計画の期間

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
国	障害者基本計画	第2次(H15~)					第3次						
	重点施策実施5か年計画	第2次 後期											
愛知県	あいち健康福祉ビジョン	(H13~)											
	障害福祉計画	第2期			第3期			第4期			第5期		
岡崎市	総合計画基本構想												
	総合計画基本計画	第6次 前期					第6次 後期						
	障がい者基本計画	第3次					第4次						
	障がい福祉計画	第2期		第3期			第4期			第5期			

### 3 計画の対象者

「障がい者基本計画」は、障がい者だけでなく、すべての市民を対象とした、すべての市民のための計画であり、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、市が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定める計画です。

「障がい者」は、障害者基本法第2条に定義のある「障がい者」とし、発達障がい、高次脳機能障がい、難病などに起因する障がいのある方、障がい児も含みます。

一方、「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法による自立支援給付・地域生活支援事業を受ける方、児童福祉法による障がい児通所支援を受ける方を対象とします。

市民 【障がい者基本計画の対象者】

障がい者手帳未取得・福祉制度未利用の潜在的な障がい児・者  
発達に心配のある子

障害者総合支援法・児童福祉法の適用を受ける市民

【障がい福祉計画の対象者】

身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者  
発達障がい、高次脳機能障がい、難病などに起因する障がいのある方  
障がい児・発達に心配のある子

## 第2章 障がい者を取り巻く現況

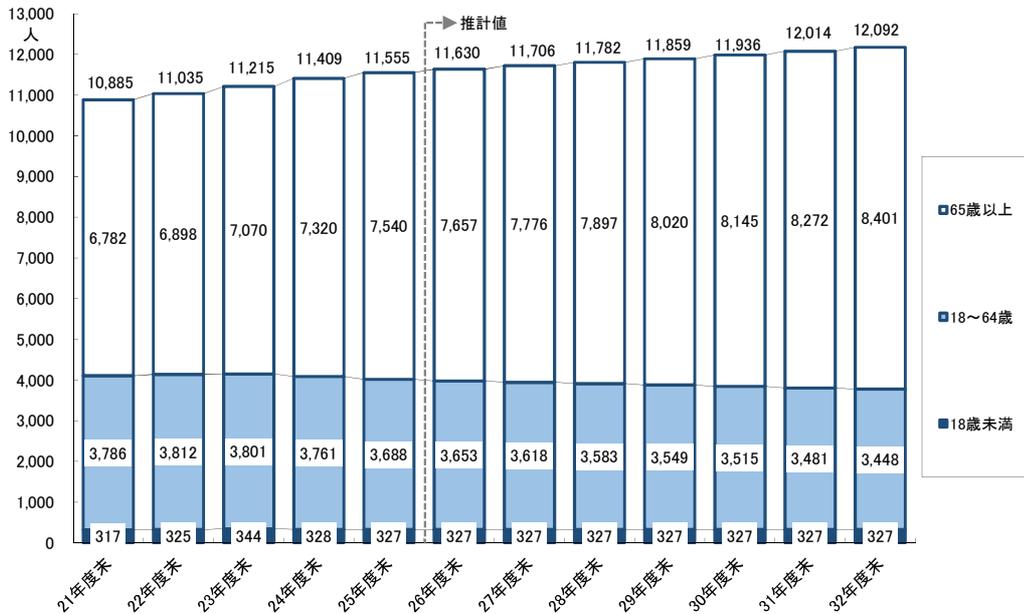
### 1 障がい者の現況

市の将来人口は、今後も増加を続けるが、徐々に増加幅は縮小し、平成42年の39万6,056人をピークに、その後減少に転じるとの報告があります。

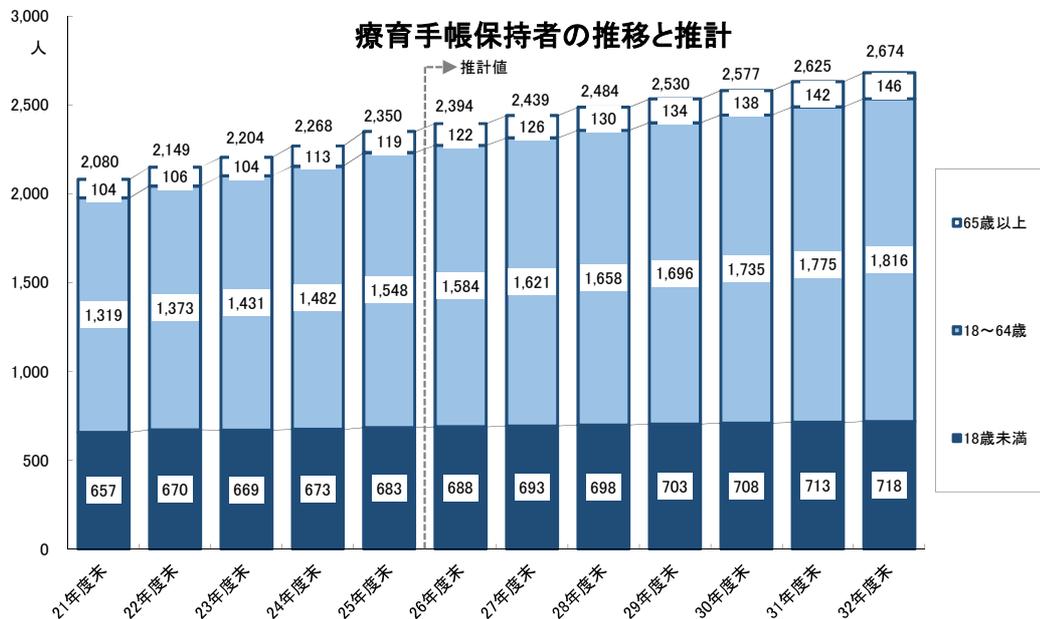
平成25年度末の障がい者手帳保持者数は、身体障がい者手帳保持者が11,555人（人口の3.05%）、療育手帳保持者が2,350人（同0.62%）、精神障がい者保健福祉手帳保持者が2,458人（同0.65%）です。

過去の推移に基づき、平成32年度末時点の人数を推計すると、身体障がい者手帳保持者は12,092人、療育手帳保持者は2,674人、精神障がい者保健福祉手帳保持者は3,225人となります（複数手帳所持者はそれぞれで計上）。

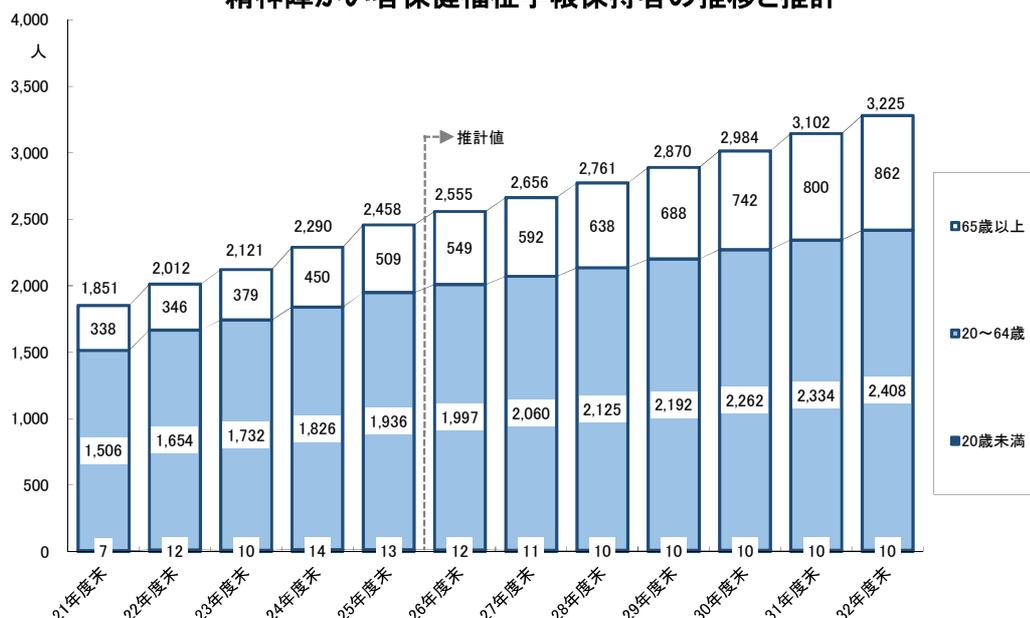
身体障がい者手帳保持者の推移と推計



療育手帳保持者の推移と推計



### 精神障がい者保健福祉手帳保持者の推移と推計



資料：23年度から25年度の伸び率を基に障がい福祉課作成

難病のうち、原因が不明であって、治療方法が確立していないなど、特定疾患医療給付受給者数は以下のとおりです。

(人)

	総数	20歳未満	20～69歳	70歳以上
平成24年度末	1,796	41	1,310	445
平成25年度末	1,940	45	1,415	480

発達に心配のある子どもについては、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査において以下のような結果が出ています。

(人・%)

1歳6か月児健康診査	対象児	受診者数	受診率	診査結果				
				正常	要観察	要精密検査	要医療	医療中
平成24年度末	3,938	3,812	96.8	3,013	453	82	0	264
平成25年度末	3,873	3,797	98.0	2,982	490	77	9	239
3歳児健康診査	対象児	受診者数	受診率	診査結果				
				正常	要観察	要精密検査	要医療	医療中
平成24年度末	3,653	3,501	95.8	2,472	601	175	3	250
平成25年度末	3,651	3,504	96.0	2,337	773	124	1	269

資料：平成25・26年度保健所事業概要

## 2 アンケート調査結果

### (1) 実施概要

#### ①調査の目的

第4次岡崎市障がい者基本計画及び第4期岡崎市障がい福祉計画策定の基礎資料として、市民のニーズや障がい福祉サービス事業者の運営上の課題などを把握するために実施しました。

#### ②調査対象者

##### 1) 障がい者アンケート

対象者：2,603名（障がい福祉サービス受給者全員1,836名、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳所持者に難病患者を加えた台帳から無作為抽出した767名）

##### 2) 障がい児アンケート

対象者：675名（児童福祉法によるサービス受給者全員642名、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳所持者に難病患者を加えた台帳から無作為抽出した33名）

##### 3) 市民アンケート

対象者：800名（障がい者アンケートの対象者を除いた、65歳未満で住民票が岡崎市にある者から無作為抽出）

##### 4) 障がい福祉サービス事業者アンケート

対象：64事業者（市内で障がい福祉サービス、地域生活支援事業、障がい児通所支援を実施する全事業者）

#### ③調査実施時期

上記1)～3) …平成26年6月13日（金）～6月30日（月）まで

上記4) …平成26年5月23日（金）～6月6日（金）まで

#### ④回収結果

	配布数	有効回収数	有効回収率
障がい者アンケート	2,603	1,435	55.1%
障がい児アンケート	675	371	55.0%
市民アンケート	800	288	36.0%
障がい福祉サービス事業者アンケート	64	47	73.4%

## (2) 調査結果（抜粋）

### <障がい者・障がい児・市民の各アンケート結果より>

#### ①日常生活について

日中の過ごし方について、障がい児は学校や保育施設、児童発達支援施設などで過ごす人がほとんどですが、障がい者は「障がい福祉サービス事業所へ通っている」が35.1%、次いで「自宅で過ごしている」が31.9%となっています。

生活をしていく上で支援がなくて困っていることについて、障がい者は「特にない」が38.0%と最も多く、次いで「急な病気や事故のときの対応」が24.0%となっています。障がい児では「専門知識のある先生が少ない」22.3%、「長期休暇中の過ごす場所がない」21.7%、「先生（補助する人）の数が少ない」20.6%が多くなっています。

今後充実させてほしい支援については、障がい児では「障がいや発達にあった教育・療育の機会」46.0%、「言語療法・理学療法・作業療法の機会」39.6%、などが多くなっています。

#### ②福祉サービスや制度について

福祉サービス等の利用について、利用しているサービスは、障がい者では「就労移行支援・就労継続支援A・B」32.4%、「移動支援・行動援護・同行援護」23.1%、「生活介護」20.6%となっています。障がい児では「放課後等デイサービス」53.6%、「日中一時支援」41.3%、「児童発達支援」32.8%となっています。

今後利用したいと思うサービスについても、現在利用が多いサービスがそれぞれあがっています。

#### ③就業等について

調査対象となる障がい児が18歳になったときの進路についての考えを伺ったところ、「就職したい、している」が28.5%と最も多く、次いで「学校・大学・専門学校などに進学したい、している」が26.7%、「福祉施設に通所したい、している」が24.5%となっています。

障がい者の就労状況について、約40%の方が現在働いており、働いている方が仕事に困ったり不安に思うこととしては、「給料・工賃が少ない」が35.7%と最も多く、次いで「特にない」35.2%、「人間関係がうまくいかない」が13.6%となっています。

#### ④災害など緊急事態への対応について

災害時など緊急の場合のために、障がいのあることなどの個人情報や地域の人に知らせておくことについては、障がい者の36.5%が「知らせてほしい」と答え、「知らせてほしくない」は13.3%、「どちらでもよい」が25.4%となっています。障がい児では「知らせてほしい」が47.5%、「知らせてほしくない」が5.9%、「どちらでもよい」が20.3%となっています。

災害時に困ることは、障がい者・障がい児ともに「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が最も多く、「安全なところまで、迅速に避難することができない」も多くなっています。障がい者ではそのほか「投薬や治療が受けられない」が多く、障がい児では「周囲とコミュニケーションがとれない」が多くなっています。

#### ⑤権利擁護について

障がいがあることでの差別、偏見や疎外感について、障がい者では「ある」は35.5%、「ない」は55.4%となっている一方、障がい児では「ある」は82.7%と多く、「ない」は17.3%となっています。

市民アンケートでは、障がいを理由とする差別や偏見について、「あると思う」が61.4%となっています。また、5年前と比べて障がいへの差別や偏見は改善されたと思うかについて、「少しずつ改善されている」が36.3%と最も多く、次いで「分からない」が20.0%、「どちらともいえない」が16.6%、「あまり改善されていない」が13.9%となっています。

市民が、普段の生活の中で障がいのある方への対応や理解が足りないと感じる場面は「交通機関や建築物の配慮」54.2%、「仕事」53.6%、「まちかでの人の視線」47.7%などが多くなっています。

#### ⑥福祉のまちづくりについて

障がいのある方が地域や社会に積極的に参加していくために大切なことは、障がい者・障がい児ともに「利用しやすい施設への改善」が最も多くそれぞれ37.6%と52.8%、第2位は障がい者が「障がいのある方自身の積極性」27.4%、障がい児は「地域の人たちと共に参加できるよう、広報や福祉教育の充実」が43.2%となっており、第3位はともに「参加を支援するボランティアなどの育成」で障がい者24.8%、障がい児42.9%となっています。

#### ⑦自立した生活に必要なこと

障がいのある方が自立した生活を送るために充実させるべき行政の施策について、障がい者は「経済的支援を充実する」が33.7%と最も多く、次いで「日中活動の場、居場所となる施設・サービスを充実する」が28.5%、「一

般企業などで働くことが難しい障がいのある方の働く場、活動の場を充実する」と「障がいのある方が外出しやすいまちづくりを進める」が24.5%となっています。障がい児では「一般企業などで働くことが難しい障がいのある方の働く場、活動の場を充実する」が50.4%と最も多く、次いで「日中活動の場、居場所となる施設・サービスを充実する」が44.0%、「障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じて、適切な指導・教育を進める」が43.7%、「経済的支援を充実する」が31.7%となっています。

## ⑧障がい者施策の満足度

本市における障がいのある方への施策の満足度は、障がい者では「満足している」と「ある程度満足している」を合わせると35.7%、「やや不満である」と「不満である」を合わせると31.1%となっています。障がい児では「満足している」と「ある程度満足している」を合わせると29.9%、「やや不満である」と「不満である」を合わせると52.3%となっており、「不満である」は約30%にもなっています。

市民アンケートでは、「満足している」と「ある程度満足している」を合わせると18.0%、「やや不満である」と「不満である」を合わせると13.5%であり、「分からない」が約70%を占めています。

## ⑨市民に期待すること

岡崎市民に期待することは、障がい者では「障がいのある方への福祉の推進に対して理解してほしい」42.4%、「自分自身に置き換えて考えてほしい」41.2%、「街で困っているときには積極的に手助けをしてほしい」35.3%の順に多く、障がい児では「自分自身に置き換えて考えてほしい」51.7%、「障がいのある方への福祉の推進に対して理解してほしい」49.6%、「ともに働き、遊ぶ仲間としてお子さんと接してほしい」48.0%、「お子さんが街で困っているときには積極的に手助けをしてほしい」42.1%となっています。

## <事業者アンケート結果より>

### ①運営主体の状況について

運営主体は、「営利法人（有限会社・株式会社）」が36.2%、「特定非営利活動法人（NPO）」が31.9%、「社会福祉法人」が25.5%、「協同組合（農協等）」が4.3%となっています。岡崎市内で提供しているサービスは、「就労継続支援（B型）」が36.2%と最も多く、次いで「居宅介護」が29.8%、「生活介護」と「日中一時支援」が25.5%、「重度訪問介護」と「移動支援」が23.4%となっています。

## ②個別支援計画の作成について

障がい福祉サービス等利用計画又は障がい児支援利用計画を受給者証と一緒に確認し個別支援計画が作成できているかについて、「全ての利用者にできている」が40.4%、「だいたいできている」が29.8%で、合わせて70.2%が「できている」としています。

## ③市内でのサービス提供量の現状について

市内でのサービス提供量について、充足しているサービスは、「就労継続支援（A型・B型）」が比較的多くなっていますが、全体的に回答が少なく、多くのサービスについて充足していると感じていないことが伺えます。不足しているサービスについては、「共同生活援助（グループホーム）」、「相談支援」、「短期入所（ショートステイ）」が特に多くなっています。

## ④事業運営上の課題について

事業所運営（経営）において、最近、課題となっていることは、「職員募集に対して応募が少ない」が63.8%と最も多く、次いで「事務量が増え、サービス提供に充てられる時間が減少した」が38.3%、「報酬や補助金・交付金が減少し、運営（経営）が厳しい」と「職員が定着しない」が36.2%となっています。

## ⑤研修の実施について

権利擁護について事業所内で行っている研修は、「障害者虐待防止法に関する研修」が53.2%と最も多く、半数以上が実施しています。今後事業所内で実施したい研修は、「計画作成全般」が63.8%と最も多く、次いで「障害者差別解消法に関する研修」が34.0%、「成年後見制度に関する研修」が31.9%、「障害者虐待防止法に関する研修」が27.7%となっています。

職員の資格のために充実してほしい研修は、「サービス管理責任者研修」が51.1%と最も多く、次いで「相談支援従事者研修」が42.6%、「発達障がい者支援者実地研修」が23.4%となっています。

## <アンケート集計結果から浮かび上がる課題>

### ①障がい福祉サービスについて

障がいの種類や程度によって多様な障がい福祉サービスが求められています。今後も必要な量の確保はもちろん、時間帯や回数などの希望に応えられるようなサービスの利便性の向上についても事業者へ働きかけていく必要があります。

## ②障がい児への支援について

市の施策への満足度は前回調査に比べ高まっていますが、障がい児に関する施策では不満の声も多く、特に教育や療育の分野のさらなる充実が求められています。

## ③経済的支援、就労支援について

障がい者自身が自立した生活を送るために経済的な支援の充実が求められています。特に就労の面では給料・工賃の増額や個々の状況に応じた働き方への支援のほか、受け入れ側である市民・企業向けのさらなる理解啓発を進める必要があります。

## ④在宅介助への支援について

将来は在宅で家族と暮らしたい障がい者が増えていますが、介助する人の高齢化も進んでいます。家族や介助者の負担を和らげ支えていけるよう、地域ぐるみでの在宅支援の体制を構築していく必要があります。

## ⑤災害時の要支援体制について

個人のプライバシーに配慮しつつ、自然災害などの緊急時には必要な支援が迅速に受けられるよう、地域での災害時避難行動要支援者支援体制を充実していく必要があります。

## ⑥障がいに対する理解啓発について

障がいのあるなしにかかわらず地域で共に生きる社会づくりに賛同する人が増えていますが、差別や偏見の解消には至っておらず、福祉教育や広報活動を通じて障がいに対する正しい理解を普及啓発していく必要があります。

## ⑦サービスの質、人材の確保について

障がい福祉サービス提供事業者の多くは職員の確保や経営面で課題を抱えています。今後も必要なサービスの質と量を安定的に確保するために、人材の確保や質の維持向上を行う事業所に対し必要な支援を行っていく必要があります。

### 3 関係団体ヒアリング調査結果

#### (1) 実施概要

##### ①実施日時

平成26年7月28日(月)～29日(火)

##### ②実施団体

岡崎市身体障がい者福祉協会、岡崎視覚障害者福祉協会、岡崎市聴覚障害者福祉協会、岡崎市難聴・中途失聴者の会、岡崎市手をつなぐ育成会、岡崎肢体不自由児・者父母の会、岡崎地域精神障がい者家族会

#### (2) 調査結果(抜粋)

##### ①障がい者の生活支援について

障がい者の生活支援サービスは以前に比べ充実してきたという意見もありましたが、障がいの種類や個々の障がい程度によって必要な生活支援サービスはさまざまであり、それぞれ個別の事情に応じたきめ細かな支援が必要という意見が寄せられました。なかでも共通した意見として、障がい特性に応じた情報提供や相談支援のさらなる充実が求められているほか、視覚や聴覚などの障がいに配慮した意思疎通(コミュニケーション)支援や、同行援護などの外出・移動の支援、日中活動や一時宿泊、居住などに対応できる施設の整備への要望も寄せられています。

##### ②保健・医療について

医療との関わりが必要な障がいでは専門の医療機関との連携充実が求められているほか、在宅での生活を支える訪問系の診療やリハビリなどへの期待が寄せられています。また、病気やけが、歯科治療、一般健診などの際、個々の障がいを理解して適切に対応できる診療機関の確保・拡充や医師・看護師・職員の理解促進、対応可能な病院のリスト化などの要望も寄せられています。長期入院中の精神障がい者が地域に円滑に移行できるために、医療機関や福祉施設、保健所、専門の職員、行政などが連携して障がい者本人や家族を見守り支える仕組みを求める声もありました。

##### ③教育・保育について

保育や教育の現場に携わる職員がさまざまな障がいについて理解し、早期発見と早期対応により必要な支援が受けられるようにすべきという意見のほか、障がい特性に応じた専門的な教育機関などの情報提供や相談支援の充実なども求められています。子どもたちが障がい者から直接話を聞き、障がいや障がい者を取り巻く現状を理解する福祉実践教育を評価し、さらなる充実を求める声

もみられます。身近な地域の学校で健常児とともに学ぶインクルーシブ教育の充実を期待する声もありますが、そのためには周囲の理解や意思疎通（コミュニケーション）支援、施設のバリアフリー化などの課題もあげられています。

#### ④文化・スポーツについて

障がい者の社会参加やリハビリの一環として、文化活動やスポーツ活動のさらなる充実を求める声が寄せられています。市の体育館などの施設の利便性向上はもとより、施設への移動手段の充実や障がいに配慮したメニュー、講座の充実などの意見が出されました。また、障がい者の作品展や常時展示場所の確保など、芸術創作活動への支援を求める声も寄せられています。

#### ⑤雇用・就労について

働きたいと願う障がい者が、その人なりの働き方で見合った報酬を受け取れるよう、市内に多様な働く場、働き方の支援が必要、との意見が寄せられました。一般の企業への就労から福祉的就労、その中間の施設まで、多様な就労先があり、それを支援するジョブコーチや就労継続支援などのサービスが充実すること、個々の事情に応じた短時間勤務や業務の分担など働き方の工夫のほか障がい者の働く施設等への市からの優先発注や市業務でのトライアル雇用などの要望も出されました。

#### ⑥生活環境・まちづくりについて

まちなかのバリアフリー化や施設整備が進んでいるという評価があるものの、多様な障がいを持つ方が出かける場所によっては、まだ整備が行き届いていないところがあるとの意見が寄せられました。まちなかのバリアや施設の不便は視覚、聴覚、肢体不自由など障がいの部位や種類、また個人個人によってさまざまであり、利用が盛んな公共施設などで障がい特性に応じた整備を求める声が上がっています。また、ハード面だけでなくソフト面からの「人にやさしいまちづくり」を、との意見もみられます。

#### ⑦防犯、防災について

大規模な災害が起こった場合、障がい者本人や家族だけでは避難がどうしても困難なケースも多く、日頃から地域の人たちとの協力関係を築きつつ、災害時避難行動要支援者名簿への登録など災害に向けた準備をすべきという意見が出されました。一方で、一人暮らしや精神障がい者のいる世帯では周囲に積極的に知らせたくないというケースもあり、民生委員や保健師、施設の職員などの専門機関といかにつながるかが課題となっています。なお、地域の避難訓練や避難所は障がいの特性に配慮されておらず、利用しにくいという指摘もあり、

障がい特性に配慮した福祉避難所の設置をできるだけ身近な場所に求める声が寄せられました。また、障がい者福祉施設や教育機関などを活用した災害時の障がい者向け支援拠点を設置し必要な物資や医薬品、装具などの備蓄を進めるべき、との指摘もみられます。

#### ⑧参画・協働について

社会活動や市政への参画のためには、障がいに応じた情報伝達や意思疎通（コミュニケーション）のしくみが必要との意見が出されました。障がい者の生活支援、制度改正など必要な情報を点字や音声、大活字、ふりがな付き、電光掲示板による文字情報表示など、個々の障がい者にできるだけわかりやすく伝えるとともに、手話等を含めた障がい者からの意思表示、発言、投票等の機会確保とそのための支援を求める声が寄せられています。また、障がいや障がい者に対する周囲の理解啓発のために、福祉実践教育や生涯学習等での講座の開催などを充実すべき、との意見もあがっています。

#### ⑨その他

障がい者団体は、それぞれの障がいによる困難や課題を共有し、その克服のために知恵を出し合い、学習を重ね、改善案を提示するなど、障がい者福祉の充実に大きく寄与してきました。しかしながら、個々への支援が充実してくるとともに、入会者の減少や会員の高齢化が課題となっており、新規手帳取得者へ障がい福祉サービスの案内とともに各当事者団体の案内も行ってほしいとの要望が寄せられています。また、障がいによって就労による賃金収入が十分見込めない人も多いため、障がい基礎年金の増額など、経済的支援の充実を求める声もあがっています。

## 4 障がい者を取り巻く近年の法制度の動向

近年の障がい者を取り巻く法制度の動向は以下のとおりです。

### ①<改正>障害者基本法〔平成23年8月施行〕

- ・共生社会の実現
- ・障がい者の定義の見直し
- ・国際的協調
- ・差別の禁止
- ・消費者としての障がい者の保護

### ②障害者虐待防止法(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律) 〔平成24年10月施行〕

- ・「障がい者虐待」の定義  
＝養護者・障がい者福祉施設従事者等・障がい者を雇用する使用者による障がい者虐待
- ・障がい者への虐待の禁止
- ・市町村等への虐待に係る通報の義務化
- ・市町村障がい者虐待防止センター及び都道府県障がい者権利擁護センターの設置

### ③<改正>障害者雇用促進法(障害者の雇用の促進等に関する法律)〔平成25年4月施行〕

- ・法定雇用率アップ(平成25年4月より)
- ・事業主の差別禁止(募集、採用、賃金等)(平成28年4月より)
- ・精神障がい者の雇用義務化(平成30年4月より)

### ④障害者優先調達推進法(国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律) 〔平成25年4月施行〕

- ・国や地方公共団体において、障がい者施設や障がい者が多数雇用されている企業に物品と役務を優先発注

### ⑤障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律) 〔平成25年4月施行〕

- ・障害者自立支援法の一部改正(障がい者の範囲に難病等を追加)
- ・共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化(平成26年4月より)
- ・重度訪問介護の対象拡大等(平成26年4月より)

### ⑥<改正>公職選挙法〔平成25年5月施行〕

- ・被後見人の選挙権回復

### ⑦<改正>学校教育法施行令〔平成25年9月施行〕

- ・就学基準に該当する障がいのある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとする
- ・インクルーシブ教育の推進

**⑧障害者権利条約**(障害者の権利に関する条約)**〔平成26年1月批准〕**

障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利の実現のための措置等を規定している国際条約

- ・障がいに基づくあらゆる差別の禁止
- ・障がい者が社会に参加し、包容されることを促進
- ・条約の実施を監視する枠組みの設置等

**⑨<改正>精神保健福祉法**(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)**〔平成26年4月施行〕**

- ・精神科入院基準の緩和
- ・保護者制度を廃止し、医療保護入院の同意対象者を家族等〔配偶者、親権者、扶養義務者（3親等以内の親族）、後見人、保佐人〕へ拡大

**⑩地域医療・介護総合確保推進法**（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律）**〔平成26年6月成立〕**

<地域介護施設整備促進法等関係>（平成26年度施行）

- ・提供体制を見直す医療機関に補助金を配る基金を都道府県に創設

<医療法関係>（平成26年10月以降施行）

- ・都道府県が医療計画において地域医療構想（ビジョン）を策定

<介護保険法関係>（平成27年4月以降施行）

- ・特別養護老人ホームへの入所を原則〔要介護3〕以上に限る
- ・〔要支援〕の通所／訪問介護サービスを市町村事業に移管（段階的）
- ・一定の所得がある方の自己負担割合を1割から2割に上げる
- ・低所得の施設入所者向けの食費、部屋代補助を縮小

**⑪難病医療法**(難病の患者に対する医療等に関する法律)・**<改正>児童福祉法**  
**〔平成27年1月施行〕**

- ・助成対象疾病の拡大（56→300、小児慢性特定疾病514→700）
- ・助成の拡大（医療費の自己負担を3割→2割に引き下げ。月額負担限度額は所得に応じて異なる。小児慢性特定疾病の負担限度額は成人の半額）

**⑫障害者差別解消法**(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)**〔平成28年4月施行〕**

- ・障がいを理由とした差別を禁止
- ・正当な理由なしにサービス提供を拒否、制限、排除することは差別的取扱いとされる
- ・社会生活を制約する障壁を取り除く合理的配慮の提供は、行政機関に法的義務とし、民間事業者には努力義務とした

## 第3章 計画の理念・目標・体系・重点施策

### 1 基本理念と基本目標

本計画は、基本理念、基本目標、8つの分野の基本施策を以下のように定め  
取り組めます。

#### 基本理念

**思いやり つながりあって 自分らしく生きる都市(まち) 岡崎**

#### 基本目標

**障がい児・者が安心して暮らせるまちづくり**

#### 基本施策

- ① **生活の質を維持・増強する** <生活支援>
- ② **健康を維持・増進・回復する** <保健・医療>
- ③ **子どもの力を伸ばす** <教育・保育>
- ④ **社会参加を促進する** <文化・スポーツ>
- ⑤ **いきいきと働けるしくみをつくる** <雇用・就労>
- ⑥ **快適な生活空間を確保する** <生活環境>
- ⑦ **安全・安心な地域生活を送る** <防犯・防災>
- ⑧ **市民の福祉意識を高める** <参画・協働>

#### <参考>

「連帯」(ノーマライゼーション) = 「思いやり」  
障がいのある方もない方も地域で生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会こそがノーマルな社会であるという考え方

「社会的包摂」(ソーシャルインクルージョン) = 「つながりあって」  
人と人との新しい「つながり」を求めて、障がいのある方もない方もすべての人が社会の構成員として互いに包み支え合う社会をつくるという考え方

「復権」(リハビリテーション) = 「自分らしく生きる」  
ライフステージのすべての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復獲得をめざすという考え方

障がいのある方もない方もすべての人がともに生き、  
ともに安心して暮らせる新しい共生社会をめざす

## 2 計画の体系

本計画における施策の体系を以下のように定め推進します。

〔基本理念〕



都市（まち）  
網崎

〔基本目標〕

障がい児・者が安心して暮らせるまちづくり

〔基本施策と具体的な施策〕

### ① 生活の質を維持・増強する <生活支援>

- 1 日常生活への支援の充実
- 2 日中活動への支援の充実
- 3 居住の場への支援の充実
- 4 相談支援体制の充実
- 5 意思疎通（コミュニケーション）支援の推進
- 6 権利擁護の推進
- 7 サービスの維持向上支援の促進

### ② 健康を維持・増進・回復する <保健・医療>

- 1 乳幼児期の適切な保健・療育の確保
- 2 心と体の健康づくりの推進
- 3 地域医療・医学的リハビリテーションの充実

### ③ 子どもの力を伸ばす <教育・保育>

- 1 特別支援教育推進体制の確立
- 2 学校教育の充実
- 3 就学前教育・保育、放課後対策の充実

### ④ 社会参加を促進する <文化・スポーツ>

- 1 スポーツ・文化活動の促進

### ⑤ いきいきと働けるしくみをつくる <雇用・就労>

- 1 一般就労の促進
- 2 行政自身の障がい者雇用対策の強化
- 3 福祉的就労の促進

### ⑥ 快適な生活空間を確保する <生活環境>

- 1 障がい者にやさしい公共空間の確保
- 2 移動手段の確保
- 3 住宅環境の整備

### ⑦ 安全・安心な地域生活を送る <防犯・防災>

- 1 防犯、防災のまちづくりの推進

### ⑧ 市民の福祉意識を高める <参画・協働>

- 1 啓発広報活動の推進
- 2 福祉教育の推進
- 3 地域福祉活動の活性化
- 4 障がい者団体等への支援
- 5 まちづくり活動への参画の促進

### 3 重点施策

前計画を検証し、達成でき体系の中で継続していくもの、整備途中であり継続するもの、新たに取り組むものを精査した結果、本計画では以下の4点を重点施策に位置づけ、障がい児・者に安定したサービスを提供します。

- (1) 障がい児・者相談支援の総合拠点の確立
- (2) 相談支援体制の確立
- (3) 発達に心配のある子の早期療育システムの構築
- (4) グループホーム（共同生活援助）の充実

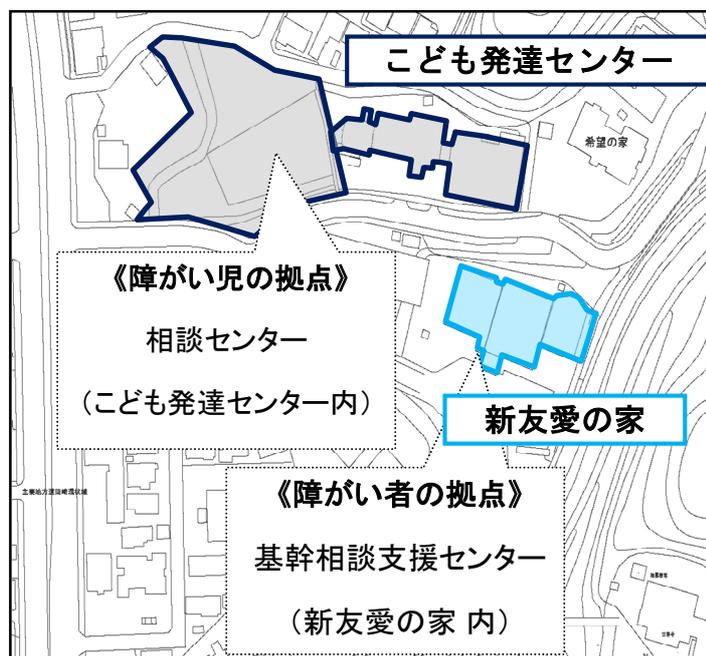
#### (1) 障がい児・者相談支援の総合拠点の確立

福祉の村は昭和49年の開所以来、通所系施設の集積する場として市の福祉基盤の中心的な役割を担ってきました。今後のあり方が検討され、平成22年4月に「岡崎市福祉の村基本構想」、平成25年3月に「岡崎市こども発達センター等基本計画」が策定され、再整備へと進んでいます。

また、近年の民間の福祉基盤の増強により平成26年10月に示された「福祉部の所管する法人及び公の施設のあり方について」では、公共が先導的に実施してきた5施設について、次期指定管理期間に民営化（施設譲渡）を図っていく方向が示されました。

このような背景の中、公共が積極的に係る部分として、新設される「こども発達センター」内相談センターでの障がい児の相談支援、障がい児・者の交流施設として充実される「新友愛の家」内基幹相談支援センターでの障がい者の相談支援を整備し、障がい児・者の相談支援の総合拠点を確立します。

#### 障がい児・者の相談支援の総合拠点



## (2) 相談支援体制の確立

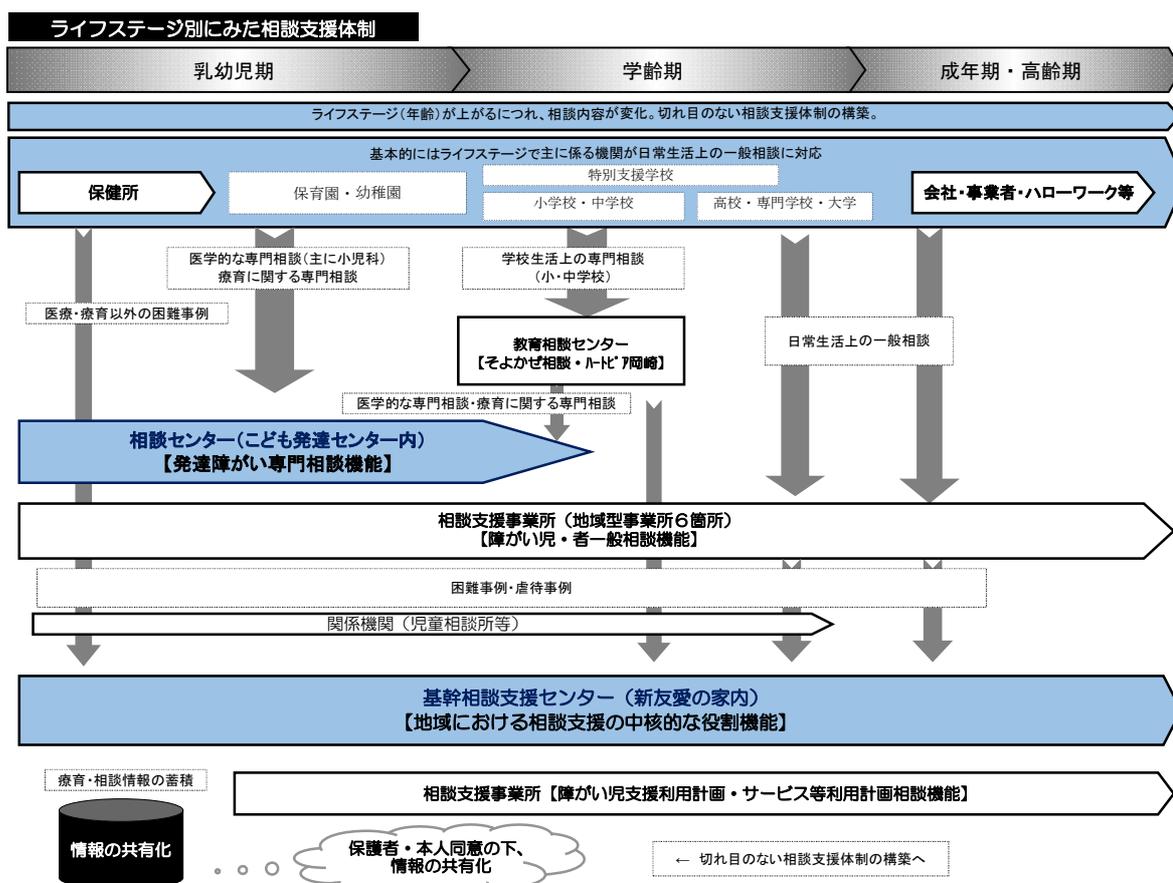
本市には中央2箇所のほか、東、西、南、北に各1箇所、計6箇所の相談支援事業所、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関としての障がい者基幹相談支援センターが整備されています。

この相談支援体制に、福祉の村に新設される障がい児の拠点としてのこども発達センターの1箇所を加え、障がい者の拠点としての障がい者基幹相談支援センターを新友愛の家へ移転し、地域における相談支援体制を確立します。

障がい児・者の拠点である各センターを中心に、縦横連携による相談支援体制にも力を入れ、ライフステージに応じた切れ目のない縦のつながりの相談支援体制、関係機関の連携、ネットワークの強化による横のつながりの相談支援体制を構築し、縦と横の連携により相談支援を進めます。

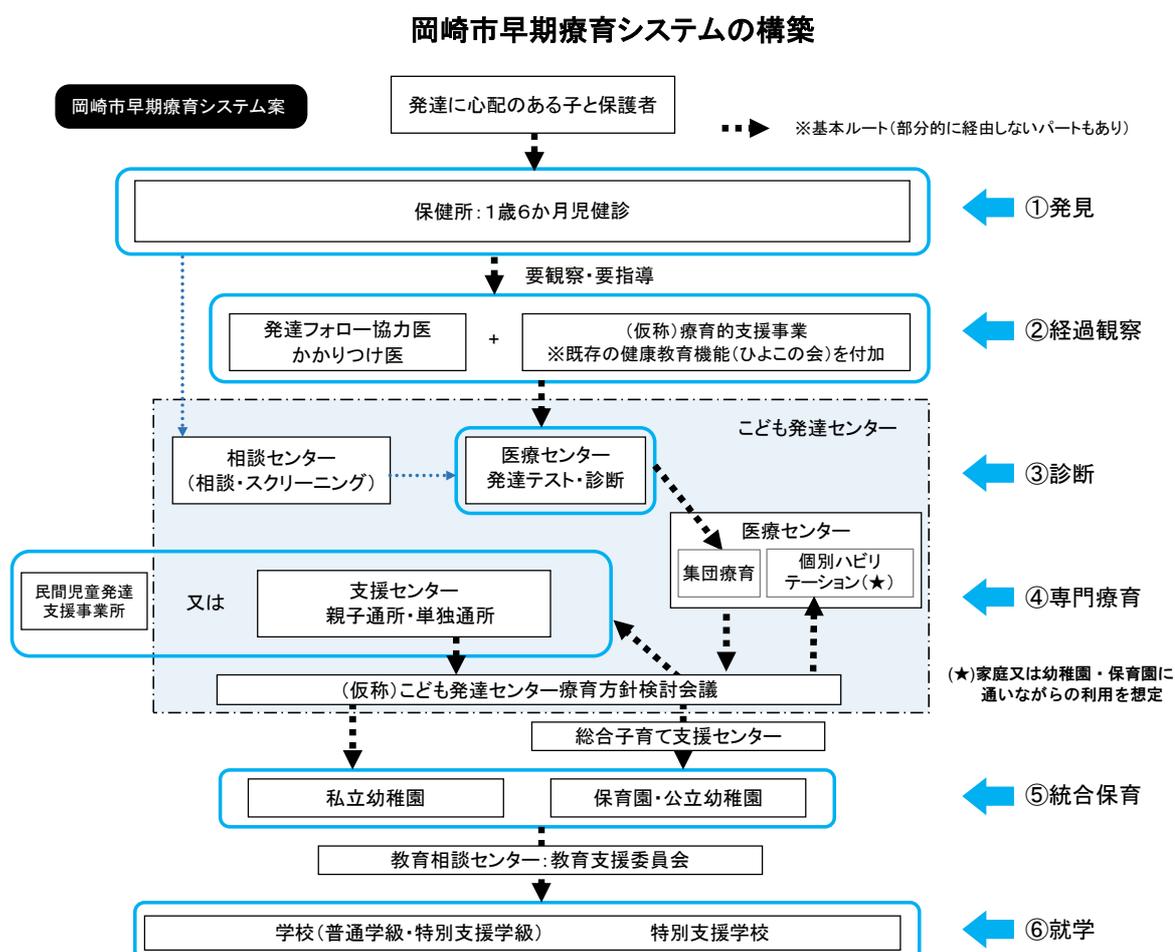
あわせて相談支援に携わる人材の育成や、支援者の質の向上に取り組み、障がい児・者へ対応する支援者のサービスコーディネート力の強化を推進します。

### 縦横連携による相談支援体制



### (3) 発達に心配のある子の早期療育システムの構築

障がい児のアンケート結果では、障がいのある方への施策の満足度については、「やや不満である」と「不満である」をあわせると52.9%を示しています。度重なる法制度改正により制度理解に混乱が生じたことや、発達に心配のある子どもが増加しており、発達段階に応じたきめ細かな支援が求められ基盤整備が進められている段階であることが、要因の一つとして考えられます。このため、発達に心配のある子どもと保護者に対して、早期発見から早期対応を行い、必要な支援を必要な時期に提供できるようにしくみを構築します。



#### (4) グループホーム（共同生活援助）の充実

地域における居住の場の一つであるグループホームについて、本市の整備状況は県内の中でも整備が進んでおらず、県も市も全国平均に達していない状況です。「親亡き後」の支援、施設入所待機者の行先確保、地域生活体験の機会・場の確保のために、グループホームが必要との声があがっています。数が増えない要因としては、事業者の調査結果から、設立・運営について相談の場がない、初期費用（イニシャルコスト）が準備できない、運転経費（ランニングコスト）が見込めない、人材の不足があげられています。

国が施設入所者の地域生活への移行を進める中、受け皿の一つであるグループホームの整備に力を入れ、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図ります。

## グループホームの充実のための要素

### 《課題》

- ・グループホームの安定した経営
- ・支援者の確保

### 《設立準備》

- ・設立・運営のための相談の場の確保
- ・規制の合理化など法改正の周知
- ・施設整備補助金採択基準の引下げ



### 《運営面》

- ・運営の安定化に関する支援
- ・サテライト型住居の活用
- ・人材確保のための支援

### 《周辺整備》

- ・地域生活支援拠点の整備
- ・人材育成

### 《地域支援》

- ・地域社会の理解の促進

## 第4章 障がい者のための施策（障がい者基本計画）

### 1 生活の質を維持・増強する《生活支援》

#### 〔現状と課題〕

本市における平成25年度末の障がい者手帳保持者数は、身体障がい者手帳保持者が11,555人（人口の3.05%）、療育手帳保持者が2,350人（同0.62%）、精神障がい者保健福祉手帳保持者が2,458人（同0.65%）となっています。いずれも増加傾向にあり今後もこの傾向は続くと予測されます。

また、障害者総合支援法をはじめとする各種法律の改正により、障がい者の定義に難病患者が加わるなど、障がい者福祉の対象も多様になっています。

こうしたなか、国の障がい者施策はこれまでの入院・入所から、必要な支援を受けながら地域で共に暮らす在宅支援に重心を移しつつあり、障がい者の暮らしを支える生活支援の各種サービスの充実が求められています。

このため、日常生活の支援をはじめ、日中活動、居住の場、相談支援体制、情報・意思疎通（コミュニケーション）、権利擁護などの支援を充実するとともに、これらを提供するサービス事業者の質の向上支援などにも取り組みます。

#### 〔具体的な施策〕

##### (1) 日常生活への支援の充実

施策項目	主な実施主体	施策内容
訪問系サービス（ホームヘルプサービス等）の充実	市事業者	障害者総合支援法に基づく居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の訪問系サービスの適切なサービス提供を推進します。障がい児・者に対応できるヘルパーの確保のため、加算を設けるなど必要な事業を検討します。
短期入所（ショートステイ）の充実	市事業者	障害者総合支援法に基づく短期入所サービスの適切なサービス提供を推進します。特に、重症心身障がい児・者や重度身体障がい児・者の受入れには加算を設けるなど必要な事業を推進します。
補装具費の支給	市	障害者総合支援法に基づく補装具費の適切な支給に努めます。身体障がい者手帳の対象とならない軽・中等度難聴児に対し、補聴器等購入費の適切な支給に努めます。
日常生活用具費の給付	市	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業による、日常生活用具費の適切な給付に努めます。障がい者のニーズや製造技術の進展にあわせ、種目の見直しを随時進めます。
訪問入浴サービスの充実	市事業者	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業による、在宅重度障がい者等へ訪問入浴サービスの適切なサービス提供を推進します。

障がい年金支給の推進	国	国民年金（障がい基礎年金）、厚生年金（障がい厚生年金）など国の制度に基づく年金について、20歳時の手続き勸奨や随時の相談対応により、適切な支給を推進します。
心身障がい者扶養共済制度の啓発	県	保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあった場合、障がい者に年金を終身支給する愛知県心身障がい者扶養共済制度の啓発に努めます。
障がい者福祉扶助料の支給	市	市による経済的支援である心身障がい者福祉扶助料の適切な支給に努めます。
手当の支給	市	国や県の法制度に基づき、所得保障として年金制度を補完する特別障がい者手当、障がい児福祉手当、福祉手当（経過措置分）、特別児童扶養手当、愛知県在宅重度障がい者手当の適切な支給に努めます。
児童扶養手当、遺児手当の支給	国 県市	両親または父親もしくは母親がいない（父または母が重度障がい者を含む）児童を養育している方に対し手当の適切な支給に努めます。
税制上の特別措置の啓発	国 県市	法制度に基づく所得税、住民税、自動車取得税、自動車税などの障がい者に対する減免や軽減について周知啓発に努めます。
利用料等の特別措置の啓発	市 交通機関 民間企業等	公共交通運賃や公共施設入園料、NHK受信料、携帯電話使用料等の割引制度の周知啓発に努め、利用を促進します。 市の施設については、適切な割引制度の実施を推進します。

## (2) 日中活動への支援の充実

施策項目	主な実施主体	施策内容
日中活動の場の充実	市 事業者等	利用者ニーズと事業者の意向を尊重しながら、意思疎通（コミュニケーション）支援もふまえた日中活動の場の充実と、適切なサービス提供を推進します。 特に強度行動障がいや医療的ケアの対応が必要な障がい者の受入れには、加算を設けるなど必要な事業を推進します。
日中一時支援事業の充実	市 事業者	家族の就労支援や一時的な休息を目的とし、障がい児・者の日中における活動の場を確保し、充実を図ります。 特に未就学児の家族の就労支援を目的とする支援を検討します。

### (3) 居住の場への支援の充実

施策項目	主な実施主体	施策内容
居住の場の充実	市事業者等	利用者ニーズと施設の意向を尊重しながら、居住の場の充実と適切なサービス提供を推進します。特に地域生活への移行支援や定着支援に必要な施設整備への支援（グループホームのサテライト型の利用促進、施設整備補助金の交付、地域生活支援拠点の整備など）を進めます。
自立訓練の場の充実	市事業者	自立訓練（生活訓練）・宿泊型自立訓練などでの自立訓練の場の充実と適切なサービス提供を推進します。
障がい者自立生活訓練事業の再整備	市事業者	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業による、障がい者自立生活訓練事業（福祉の村みよりの家にて実施）を見直し、事業のあり方を検討します。

### (4) 相談支援体制の充実

施策項目	主な実施主体	施策内容
市による相談の充実	市	市役所・保健所が障がい者支援の第一義的な窓口となるとともに、市役所庁内各部局や地域の関係機関の相談ネットワークの構築に努めます。手話、筆談や絵記号の活用、プライバシーに配慮した対応など、きめ細かな配慮に努めます。精神保健福祉士、保健師などの専門職種による各種相談を充実します。
基幹相談支援センター及び相談支援事業委託事業者による相談支援の充実	市事業者	市全域の相談支援体制（24時間）を整備し、情報共有、障がい者自立支援協議会での協議や研修・講習会の開催を通じ、相談支援の質の向上を図ります。 また、障がい児の相談支援については福祉の村へ新設される「こども発達センター」と、障がいのある高齢者の相談支援については地域包括支援センターと連携します。
特定相談支援事業者・障がい児相談支援事業者による計画相談支援の充実	事業者	障がい児・者などの意向を勘案したうえでサービス等利用計画・障がい児支援利用計画を作成し、情報提供、事業者など関係機関との連絡調整により相談支援を実施するよう促進します。
障がい者相談員による相談の充実	市	気軽に相談が受けられるよう、研修を通じ身体・知的障がい者相談員の向上を図り、相談員による相談を充実します。
障がい者自立支援協議会の活性化	市関係機関	障がい者自立支援協議会の活性化により、相談支援をはじめとする関係機関のネットワーク化を図り、障がい児・者が地域生活を送ることができるよう体制整備を進めます。

地域移行・地域定着支援への取組の強化	市 関係機関	地域の障がい保健医療福祉関係者の連携を推進し、施設入所者や長期入院精神障がい者の地域生活への移行支援や地域生活を継続するための支援体制整備を進めます。
ペアレントメンターによる相談の充実	市	福祉の村へ新設される「こども発達センター」において、ペアレントメンターによる相談、情報提供などを推進します。
支援者への相談支援の充実	市 関係機関	市や関係機関において、障がい児・者の保護者など支援者に対する相談支援を充実します。

### (5) 意思疎通（コミュニケーション）支援の推進

施策項目	主な実施主体	施策内容
情報・意思疎通支援用具の利用促進	市	地域生活支援事業の日常生活用具費給付事業等により、情報・意思疎通支援用具の利用を促進します。
意志疎通支援事業の活用	市 社会福祉協議会	地域生活支援事業の意思疎通支援事業（手話通訳者の設置、手話通訳者等・要約筆記者の派遣、点訳・代筆・代読・音声訳等による支援）により、意思疎通の円滑化を図ります。
手話通訳者等・要約筆記者の養成	社会福祉協議会 関係機関等	社会福祉協議会や関係機関等と連携し、手話通訳者等・要約筆記者の養成に努めます。
市政の情報バリアフリー化の推進	市	市役所に配置している手話通訳者の周知、筆談対応の活用促進に努めます。また、発行物の点字・FAX番号表記、ソーシャルメディアの音訳化・大活字化等、多様な情報入手方法の提供に努めます。
点字・声の広報等発行事業の推進	社会福祉協議会	地域生活支援事業の点字・声の広報等発行事業を推進します。
緊急時の連絡手段の活用	市	障がい者が緊急時に自分の状況を明確に伝えることができるよう、緊急医療カードの活用促進に努めます。 聴覚・音声・言語機能障がい者で音声による119番通報が困難な方に対して、緊急要請通報「メール119通報サービス」の周知を推進します。

### (6) 権利擁護の推進

施策項目	主な実施主体	施策内容
日常生活自立支援事業の活用	社会福祉協議会	福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などを援助する「日常生活自立支援事業」について、成年後見センターの設置に向けた検討の中で見直し、活用を図ります。

成年後見制度の活用、法人後見の活用	市 家庭裁判所 公証役場	成年後見センターの設置に向けて検討します。関係機関と連携しながら、制度の周知や成年後見制度の悪用、濫用の防止について働きかけます。 「市長による家庭裁判所への手続き申し立て制度」の活用を図ります。法人後見についても活用を促します。
権利擁護への取組の促進	第三者評価機関 社会福祉協議会	第三者評価の実施促進などにより、福祉施設・学校・医療機関等での権利侵害の未然防止を図るとともに、福祉サービス等に関する苦情については、愛知県社会福祉協議会運営適正化委員会などと連携しながら相談・対応を強化します。
虐待等の防止ネットワークの強化	市 市民 相談支援事業者 等	家庭・地域での虐待などに対して、虐待防止センターを中心に防止ネットワークの強化に努めます。

### (7) サービスの維持向上支援の促進

施策項目	主な実施主体	施策内容
事業者の適切な事業展開の促進	市 事業者	事業者指定時の支援や、会議、連絡会及び研修会の開催により事業者の質を向上し、法に基づく適切なサービス提供ができるよう促進します。
サービス従事者向け研修等の支援	市 事業者	障がい福祉サービスに従事する職員向けの研修会への参加や研修会実施などを事業者働きかけることにより、職員一人ひとりの質の向上と育成を支援します。特に強度行動障がいへの支援についての研修を検討します。

#### 〔参考指標〕 項目 ( ) 内の数値は具体的な施策に準ずる

項目	現状値 (平成 25 年度)	目標 (平成 32 年度)
(3) 障がい者グループホームの定員	78 人	132 人
(4) 障がい児・者相談支援の総合拠点	0 箇所	1 箇所 (平成 30 年度)
(6) 成年後見センターの設置	0 箇所	1 箇所 (平成 28 年度)
(7) 事業者向け研修会・講演会の開催回数	4 回	5 回

障がい福祉計画による項目 (第 5 章に記載)
(4) ・福祉施設の入所者の地域生活への移行 (地域生活移行者数、施設入所者数)
(4) ・入院中の精神障がい者の地域生活への移行 (入院後 3 か月時点での退院率、入院後 1 年時点の退院率、在院期間 1 年以上の長期在院者数)
(3) ・地域生活支援拠点の整備
(1) ・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援の利用者数、利用時間

- (2)・生活介護の利用者数、利用日数
- (2) (3)・自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- (2)・療養介護の利用者数
- (1)・短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- (3)・共同生活援助の利用者数 (3)・施設入所支援の利用者数
- (4)・計画相談支援の利用者数
- (4)・地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数
- (1) (2) (3) (4) (5) (6)・地域生活支援事業（相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話通訳・要約筆記者養成研修事業、地域活動支援センター事業、訪問入浴サービス事業、自立生活訓練事業、福祉機器リサイクル事業、日中一時支援事業、点字・声の広報等発行事業、障がい者虐待防止対策支援事業の見込量）

## 2 健康を維持・増進・回復する《保健・医療》

### 〔現状と課題〕

近年は発達障がいなど発達に心配のある子どもの人数が増加しており、発達段階に応じたきめ細かな支援が求められています。また、医療との関わりが必要な障がいでは専門の医療機関との連携充実が求められているほか、在宅での生活を支える訪問系の診療やリハビリなどへの期待が寄せられています。

児童福祉法の改正により、平成 24 年度から新しい障がい児支援制度が施行され、障がい児通所支援、障がい児入所支援、障がい児相談支援に関し円滑な事業の推進・連携を図るため、支援基盤の整備が進められています。

こうしたことから、乳幼児期の適切な保健・療育や障がい者の心と体の健康づくり、地域医療・医学的リハビリテーションなど、障がい児・者のライフステージに対応できる保健・医療の施策に取り組みます。

### 〔具体的な施策〕

#### (1) 乳幼児期の適切な保健・療育の確保

施策項目	主な実施主体	施策内容
母子保健・子育て支援事業の推進	市	妊娠届出時の面接、保健師・助産師による電話、訪問指導により妊娠期からの早期支援体制の充実を図ります。各種相談、健康教育、健康診査を通し保健指導を行うとともに、虐待予防の視点から介入が必要な家庭に対して関係機関と連携した支援を実施します。こんにちは赤ちゃん事業を通し、子育て情報の提供、子育て支援、養育環境等の把握及び助言を実施します。
障がい児通所支援・障がい児相談支援事業の充実	市事業者	児童福祉法に基づく障がい児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、及び保育所等訪問支援）及び障がい児相談支援の適切なサービス提供を推進します。特に平成 27 年度の第二青い鳥学園の移転後における重症心身障がい児の受入れを働きかけます。
子ども発達サポート事業の充実	市	小児科医師・保健師・臨床心理士などが発育・発達・子育てなどに関する相談に応じます。福祉の村において、発達障がいに関する相談・診療・療育施設「こども発達センター」の新設が計画されており、子ども発達サポート事業も合わせて見直し充実します。
障がい児・者に対する地域療育等支援の推進	市県	第二青い鳥学園での地域療育等支援事業と、福祉の村における発達障がいに関する相談・診療・療育施設「こども発達センター」の新設が計画されている中での地域療育等支援事業が連携し、事業を実施します。

保育園等職員の専門知識の向上、養成、意思疎通（コミュニケーション）力の向上	市 保育園等	障がい児に対し専門的な知識を持って対応できるよう、発達障がい支援者や発達障がい支援指導者の研修の受講などにより、職員の質の向上に努めます。 障がい児の保護者に対する意思疎通（コミュニケーション）力の向上にも努めます。
---------------------------------------	-----------	---

## (2) 心と体の健康づくりの推進

施策項目	主な実施主体	施策内容
疾病や障がいの予防対策の推進	市 市民	生活習慣が健康に及ぼす影響について啓発します。 各種健（検）診や健康教育、健康相談、家庭訪問などを実施し、保健事業を推進し、疾病や障がいの予防を図ります。 高齢化による障がいの重度化・重複化の予防を図ります。
障がい者のための健康診査の推進	市	障がい者のための健康診査を実施し、健康の保持・増進を図り、障がいに起因して合併しやすい疾患などの予防を図ります。
障がい者歯科の充実	市 歯科医師会 医療機関	岡崎歯科総合センターでの障がい者歯科健診及び受診を促進するとともに、地域の歯科診療所での障がい児・者へのきめ細かな配慮を求めます。
メンタルヘルス対策の推進	市 県	講座の開催や専門相談の実施などを通じて、うつやひきこもり・自殺の予防など、メンタルヘルス対策を推進します。
障がい種別に応じた療養支援の推進	市	講座の開催、専門相談及び家庭訪問の実施などを通じて、障がいの種別に応じた療養支援を推進します。

## (3) 地域医療・医学的リハビリテーションの充実

施策項目	主な実施主体	施策内容
「かかりつけ医」の普及	市 医療機関	病院と診療所の役割分担のもと、患者一人ひとりの症状にあった最適な医療が提供されるよう、「かかりつけ医」の普及に努めます。
利用者本位の医療の確立	市 医療機関	十分な説明、人権尊重やプライバシーの保護など、常に患者本位の医療が提供されるよう努めます。他の医療機関で治療を受けている患者が、主治医以外の医師に相談できるセカンドオピニオンを充実します。

岡崎市民病院の充実	市 県 医療機関	小児科医師が時間外、休日に常駐し、地域の医療機関からの紹介患者の受入れ体制を整え、充実を図ります。 また、第3次救急医療機関として救急指定病院や消防と常に緊密に連携し、高規格救急自動車の運用を適切に行い、救急医療体制の充実を目指すとともに、新たに建設した西棟救急棟を活用し、患者受入れ体制の充実を図ります。 学会や研修会への参加を通して、従事者の知識や技術の獲得に努めます。医療機器の導入や、医師の増員など、医療体制の充実を図ります。
難病医療・療養支援体制の充実	市 県 医療機関	難病患者や小児慢性特定疾病児童の支援を協議するため、難病対策ネットワーク会議を開催するほか、地域で支援する関係者のための地域ケア研修会を開催するなど、適切な難病医療・療養支援体制の確立に努めます。
医学的リハビリテーションの充実	市 医療機関	地域リハビリテーションの第一ステップとしての、急性期リハビリテーションを充実させます。地域の病院と連携し、切れ目のないリハビリテーションを実施します。
障がい者の医療費の助成	市	心身障がい児・者の医療費の自己負担分の適切な助成に努めます。
自立支援医療の支給	市	自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）の適切な支給に努めます。
特定医療費助成の推進	市 県	難病医療法に基づく特定医療費（指定難病）の適切な助成に努めます。
小児慢性特定疾病医療費助成の推進	市	児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病対策として小児慢性特定疾病医療費助成を引き続き推進します。
臨床心理士・作業療法士・言語聴覚士によるリハビリテーションの充実	市	福祉の村へ新設される「こども発達センター」において医学的リハビリテーション（先天性もしくは幼少時からの障がい児を対象とするリハビリテーション）の充実を図ります。
自立支援講座の充実	市	福祉の村の再整備による「新友愛の家」において、自立支援講座（日常生活支援・社会適応支援）を開催し、機能訓練等を推進します。

**〔参考指標〕** 項目（）内の数値は具体的な施策に準ずる

項目	現状値（平成 25 年度）	目標（平成 32 年度）
（3）「新友愛の家」における自立支援講座数	1 講座 / 月	2 講座 / 月

障がい福祉計画による項目（第 5 章に記載）
（1）・児童発達支援、医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数
（1）・放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
（1）・保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
（1）・障がい児相談支援の利用児童数
（1）・地域生活支援事業（障がい児等療育支援事業、巡回支援専門員整備事業の見込量）

### 3 子どもの力を伸ばす《教育・保育》

#### 〔現状と課題〕

保育や教育の現場では障がい者・児への対応がより一層求められています。職員がさまざまな障がいについて理解し、早期発見と早期対応により必要な支援が受けられるようにすべきとの意見がある中、地域で受入れていくためには、周囲の理解や意思疎通（コミュニケーション）支援、施設のバリアフリー化などの課題があります。

こうしたことから、特別支援教育推進の体制づくりや学校教育の充実、放課後等の活動の場の充実など、保育と教育部門が連携し支援の充実を図るとともに、早期療育システムを構築し、切れ目のない支援体制の確立に取り組みます。

#### 〔具体的な施策〕

##### (1) 特別支援教育推進体制の確立

施策項目	主な実施主体	施策内容
特別支援学校の充実	県国	岡崎盲学校、岡崎聾学校、岡崎特別支援学校、愛知教育大学附属特別支援学校、みあい特別支援学校の教育支援内容、施設・設備等の一層の充実を県に働きかけます。
障がい児支援体制の整備	市	発達に心配のある子どもと保護者に対し、必要な支援を必要な時期に提供できるよう早期療育システムを構築し、切れ目のない支援体制を確立します。

##### (2) 学校教育の充実

施策項目	主な実施主体	施策内容
適切な教育支援・相談の確保	市	幼保小連絡協議会を開催するなど、保育と教育部門が密接に連携しながら、一人ひとりの心身の状況に応じた適切な教育支援・相談の実施に努めます。 また、教育相談センター「そよかぜ相談室」にて一人ひとりに合わせた教育相談と教育支援を実施し、保護者と学校が合意形成できるように努めます。
特別支援教育の推進	市	「特別支援教育コーディネーター」を中心に各校で特別支援教育を実践します。 研修を充実させ、教職員の特別支援教育の理解を深め、児童生徒一人ひとりの能力や個性に応じた特別支援教育を推進します。

「個別の教育支援計画」等に基づく支援の推進	市	特別支援学級の在籍児童生徒に「個別の教育支援計画」を作成し、さらに通常の学級に在籍している特別な支援が必要な児童生徒への作成に努めます。 教育支援計画については他機関との連携を図り、支援を推進します。
インクルーシブ教育システムの構築	市	インクルーシブ教育システムの構築に向けて、支援が必要な幼児・児童生徒へ適切かつ必要な支援を行うため、学校の施設・設備の整備など「基礎的環境整備」（合理的配慮の基礎となる環境整備）について一人ひとりの教育的ニーズを把握し、可能な限り共に学ぶことができるように努めます。

### (3) 就学前教育・保育、放課後対策の充実

施策項目	主な実施主体	施策内容
就学前教育・保育の充実	保育園 幼稚園	支援が必要な乳幼児・児童の受け入れを図るため、教諭や保育士などの人員の充実や、研修等による教育・保育内容の充実を図ります。
障がい児に対する放課後等活動の場の充実	市 事業者	放課後等デイサービスや日中一時支援事業の適切なサービス提供を推進します。
放課後等活動の場の充実	放課後児童クラブ	支援が必要な児童の受け入れを図るため、指導員など人員の充実や、研修等による指導内容の充実を図ります。

#### 【参考指標】 項目（ ）内の数値は具体的な施策に準ずる

項目	現状値	目標（平成32年度）
(1) 早期療育システムの構築	無	(仮称) こども発達センター療育方針検討会議の実施（平成28年度末）
(2) 個別の教育支援計画（みどりのファイル）の活用割合	無	50%

障がい福祉計画による項目（第5章に記載）
(3)・放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数 (3)・地域生活支援事業（日中一時支援事業の見込量）

## 4 社会参加を促進する《文化・スポーツ》

### 〔現状と課題〕

パラリンピックや音楽・舞台など、世界中の芸術やスポーツの分野で才能を発揮する障がい者の姿に接する機会が増えています。本市のアンケートやヒアリングの結果からも、障がい者の社会参加やリハビリの一環として、文化活動やスポーツ活動のさらなる充実を求める声が寄せられています。

このため、文化やスポーツ活動による健康増進や機能の維持・回復に取り組むとともに、社会を構成する一員として生きがいを感じることができるよう、文化・スポーツ活動を通じた障がい者の自立や社会参加を支援します。

### 〔具体的な施策〕

#### (1) 文化・スポーツ活動の促進

施策項目	主な実施主体	施策内容
施設・設備等の整備・改善の推進	市	福祉の村の再整備による福祉の村体育館の有効活用など、障がい者がより気軽に文化・スポーツ活動に参加できるよう、公共施設の整備・改善に努めます。
各種事業への参加の促進	市 各種団体 民間企業等	福祉の村の再整備による障がい児・者の交流施設である「新友愛の家」において障がい児・者のニーズに応じた講座の開講に努めるとともに、岡崎げんき館の講座など利用を促進します。情報提供や技術支援などを通じて、民間における文化・スポーツ活動の場への障がい者の参加を促進します。
指導者・ボランティアの育成	社会福祉協議会 各種団体等	障がい者の文化・スポーツ活動を支える指導者・ボランティアの育成に努めます。

### 〔参考指標〕 項目 ( ) 内の数値は具体的な施策に準ずる

項目	現状値 (平成 25 年度)	目標 (平成 32 年度)
(1) 地域福祉ボランティア登録団体数 【内障がい関係】	90 団体 【24 団体】	100 団体 【26 団体】

#### 障がい福祉計画による項目 (第5章に記載)

(1)・地域生活支援事業 (スポーツ・レクリエーション教室開催等事業、芸術・文化講座開催等事業の見込量)

## 5 いきいきと働けるしくみをつくる《雇用・就労》

### 〔現状と課題〕

本市では、近年就労系障がい福祉サービス事業者が増加したことにより、障がい者の自立支援の体制が整い、社会参加の機会も増えてきました。アンケート結果によれば、障がい児の進路は就職と進学が30%、福祉的就労が25%となっているほか、事業者のアンケートでも、就労系サービスが充足しているという回答が多くみられます。

今後も障がい者自身が望む働き方ができるよう、広く市民に障がい者理解を深める啓発を実施するなど一般就労へ向けた支援を充実するとともに、行政自身の障がい者雇用対策強化や福祉的就労の場の確保など、多様な働き方、働く環境の改善に努めます。

### 〔具体的な施策〕

#### (1) 一般就労の促進

施策項目	主な実施主体	施策内容
障がい者雇用の理解・啓発	市 ハローワーク 民間企業等	障がい者自立支援協議会就労支援専門部会において関係機関が連携し、情報提供や障がい者雇用への理解と協力を働きかけます。特に障がい種別による支援や、ニート対策にも協力を働きかけます。 障がい者自立支援協議会就労支援専門部会に必要なオブザーバーの参加を促し、障がい者の就業の理解・啓発を推進します。
一般就労に向けた支援体制の強化	障がい者職業センター 障がい者就業・生活支援センター	就業面と生活面の一体的な支援を図る「障がい者就業・生活支援センター」の充実やジョブコーチの確保など、支援のための基盤の強化を促進します。

#### (2) 行政自身の障がい者雇用対策の強化

施策項目	主な実施主体	施策内容
市における障がい者雇用の環境整備	市	障がい者が働きやすいように、職員の意識啓発や、公共施設・設備等の環境整備を図り、市の法定雇用率の維持、向上に努めます。
業務委託や製品発注・販売促進等の支援	市	障害者優先調達推進法による調達方針の策定及び契約の促進を図ります。
市職員への障がい者理解の強化	市	職員に対し障がい者に関する理解を促進するため、研修を実施するなど、障がい者への配慮の徹底を図ります。

### (3) 福祉的就労の促進

施策項目	主な実施主体	施策内容
福祉的就労の場の充実	市事業者	障害者総合支援法に基づく就労移行支援及び就労継続支援の就労系サービスの適切なサービス提供を推進します。
事業者の適切な事業展開の促進	市事業者	事業者指定時の支援や、会議、連絡会及び研修会の開催により事業者の質を向上し、法に基づく適切なサービス提供ができるよう促進します。

#### 【参考指標】 項目 ( ) 内の数値は具体的な施策に準ずる

項目	現状値 (平成 25 年度)	目標 (平成 32 年度)
(2) 市の障がい者雇用率	2.36% (平成 26 年 6 月)	法定雇用率達成維持
(2) 障がい者就労施設等からの物品等の調達件数	5 件 (契約金額 37,918 千円)	10 件
(3) 就労継続支援 B 型の平均工賃月額	11,179 円	15,773 円 (国：平成 26 年目標)

障がい福祉計画による項目 (第 5 章に記載)
(1)・福祉施設から一般就労への移行 (一般就労移行者数、就労移行支援事業の利用者数、就労移行支援事業所の就労移行率)
(3)・就労移行支援、就労継続支援 (A 型・B 型) の利用者数、利用日数

## 6 快適な生活空間を確保する《生活環境》

### 【現状と課題】

アンケートや団体ヒアリングでは、障がいのある方が地域や社会に積極的に参加していくためには「利用しやすい施設への改善」への要望が多く寄せられています。市民の意見でも、障がいのある方への対応や理解が足りないと感じる場面は「交通機関や建築物の配慮」との意見があります。まちなかのバリアフリー化や施設整備は以前に比べれば進んでいるという評価があるものの、ハード面だけでなくソフト面からの「人にやさしいまちづくり」をとの意見もみられます。

このため、公共空間のバリアフリー化（物理面・情報面）、施設にある用具や設備などのユニバーサルデザイン化、移動手段の確保、住宅環境の整備などにおいて、障がい当事者の意見を聞きながらともに考え、障がい者にやさしいまちづくりに取り組みます。

### 【具体的な施策】

#### (1) 障がい者にやさしい公共空間の確保

施策項目	主な実施主体	施策内容
公共施設のバリアフリー化の推進	市 県 国	道路や公園、公共建築物などについて、障がい者にやさしい公共空間づくりを推進します。特に公共施設については、障がい者等が円滑に利用できるように、障がい者の意見を聞きながら、エレベーターの設置を検討するなどバリアフリー化（物理面・情報面）を推進します。
公益施設のバリアフリー化の促進	市民 民間企業等	駅や商業ビルなど、公益施設についても、バリアフリー化（物理面・情報面）に向けた改善への協力を要請します。
ユニバーサルデザイン化の推進	市	公共施設での用具・設備などについては、誰にとっても利用しやすいようユニバーサルデザイン化を推進します。

#### (2) 移動手段の確保

施策項目	主な実施主体	施策内容
公共交通機関の充実	交通機関	公共交通機関については、バリアフリー化（物理面・情報面）、安全対策の充実などを要請します。
交通安全対策の推進	市 警察 各種団体等	駅や公共施設周辺等を中心として、市道における歩行者動線の整備と同時に、既存歩道における段差や傾斜の改善、視覚障がい者誘導用ブロックの設置を推進するとともに、交通安全教室等を開催し事故抑止に努めます。

各種外出支援サービスの充実	市事業者	外出支援については、障がい者の状況や外出目的などに応じて、自立支援給付の「行動援護」や「同行援護」、「居宅介護」の通院等乗降介助、地域生活支援事業の「移動支援」、その他のサービスの適切なサービス提供を推進します。
外出に関する経済的支援制度の活用	市	外出に関する経済的支援制度として、障がい者タクシー料金助成事業や自動車運転免許取得費助成事業、身体障がい者自動車改造助成事業を実施するとともに、国や業界団体の制度として、「鉄道・バス・タクシー・航空の運賃、有料道路通行料金」の割引制度の利用を促進します。
「まちバス」岡崎市コミュニティバスの利用促進	市交通機関	障がい者の外出時の交通手段として、「まちなかでの足」として利用してもらえるよう、車両の車いす対応、料金の障がい者割引制度の導入やわかりやすい案内などにより「まちバス」の利用促進に努めます。

### (3) 住宅環境の整備

施策項目	主な実施主体	施策内容
住宅改修費助成事業の利用促進	市民間企業等	住宅改修費助成事業の他、介護保険制度や地域生活支援事業による住宅改修費の助成事業などの利用を促進し、手すりの設置や段差解消等により在宅生活を支援します。
市営住宅への入居支援	市	車いす利用者専用の部屋がある市営住宅への斡旋や、障がい者世帯への家賃減免措置及び障がい者への1・2階の優先入居を継続実施します。
居住支援協議会との連携	市県事業者	県が設置する居住支援協議会において「愛知県あんしん賃貸支援事業」の活用など必要な支援が生じた場合、市が設置する自立支援協議会が連携し協力していきます。

#### 【参考指標】 項目 ( ) 内の数値は具体的な施策に準ずる

項目	現状値 (平成 25 年度)	目標 (平成 32 年度)
(1) 岡崎市こども発達センター等基本計画により整備される施設のバリアフリー化での満足度	無	100%
(3) 車いす利用者専用の市営住宅戸数	16 / 2,852 戸	改築時に増を見込む

障がい福祉計画による項目 (第5章に記載)
(2) (3)・地域生活支援事業 (移動支援事業、住宅改修助成事業の見込量)

## 7 安全・安心な地域生活を送る《防犯・防災》

### 〔現状と課題〕

近年、大規模な災害や平穏な生活を脅かす犯罪などのニュースが増えており、市民の安心・安全に対する意識は一層高まっています。アンケート結果でも、緊急の場合のために障がいのあることなどの個人情報地域の人に知らせておくことについては、障がい者の約40%、障がい児の約50%が知らせてほしいと答えています。また、日頃から地域の人たちとの協力関係を築きつつ、災害時避難行動要支援者名簿へ登録するなど、災害に向けた準備をすべきという意見があがっています。

このため、地域ぐるみで安心・安全のネットワークづくりを推進し、地域防犯・防災体制を充実します。

### 〔具体的な施策〕

#### (1) 防犯、防災のまちづくりの推進

施策項目	主な実施主体	施策内容
安心・安全のネットワークづくりの推進	市 社会福祉協議会 学区福祉委員会 等	災害時避難行動要支援者支援制度への登録を促し、見回り（訪問）活動を実施するなど、障がい者が地域で安心して暮らせるよう、災害時などの緊急時に備えて、地域ぐるみで安心・安全のネットワークづくりを推進します。
地域防災体制の充実	市 障がい当事者 消防団 防災防犯協会等	地域の避難訓練への障がい当事者の参加を促し、関係機関が連携しながら、緊急時の情報伝達や避難誘導、福祉避難所の設置など救助体制の充実を図ります。特に、障がい者施設等での防災対策の強化を促進するとともに、災害時避難行動要支援者支援制度の周知により、一人ひとり、地域住民や関係機関との情報伝達手段の確保を図ります。
地域防犯体制の充実	市 県 警察 防災防犯協会等	防災防犯協会などへ、防犯・健康等の情報を提供し、障がい者を含め、地域における防犯活動を促進し、犯罪被害の発生を未然に防ぐまちづくりを進めます。
メール等による緊急通報の充実	市	おかざき防災緊急メール「防災くん」の活用、市ホームページの緊急防災情報への情報提供など、配信体制を推進します。

### 〔参考指標〕

項目（ ）内の数値は具体的な施策に準ずる

項目	現状値（平成25年度）	目標（平成32年度）
(1) 災害時避難行動要支援者支援制度登録割合	53%	65%

## 8 市民の福祉意識を高める《参画・協働》

### 〔現状と課題〕

障がいに応じた情報伝達や意思疎通（コミュニケーション）のしくみが必要とされており、障がいや障がい者に対する周囲への理解啓発のために、福祉実践教育や生涯学習等での講座の開催などを充実すべきとの意見があがっています。障がい者団体では入会者の減少や会員の高齢化、事業者では職員募集に対して応募が少ないなど課題が浮き彫りになっています。

このため、啓発広報活動や福祉教育、地域福祉活動を推進し障がい者に対する理解や思いやりを深めるとともに、障がい者団体や個人でのまちづくり活動への参画支援などにより地域で自分らしく生きることが出来るまちづくりに取り組みます。

### 〔具体的な施策〕

#### (1) 啓発広報活動の推進

施策項目	主な実施主体	施策内容
広報誌等による啓発活動の推進	市	市政だよりや障がい者福祉のしおりをはじめとした各種パンフレット、ホームページ、電光掲示板などへのテロップ挿入などを活用し、障がい者福祉についての関心や理解の向上を図ります。アクセシビリティ（支障なく利用できること）に配慮した情報提供に努めます。
地域メディア・マスメディアの活用	市 報道機関等	重要な施策等について、地域メディア（FMおかしきやCATVミクスなど）を含めた各マスメディアに情報提供（報道発表）を行い、情報発信を進めます。
民間による広報活動への支援	市 市民 各種団体 事業者等	福祉関係事業者や企業、障がい者団体、市民ボランティアなどが、機関紙やホームページなどを活用し、障がい者福祉について広報する活動を支援します。
あいさつ・声かけ運動の推進	市 市民 関係機関	市や社会福祉協議会、幼稚園・保育園、学校、保健・医療・福祉関係機関が率先しながら、あいさつ・声かけ運動を推進します。
行事・イベントでの交流の推進	市 市民 関係機関	市内の各種行事・イベントについて、障がいの有無にかかわらず市民がともに参画し、楽しめる企画・実施に努めます。

障がい者に対する理解の啓発	市 市民 障がい者団体 障がい当事者 関係機関	障害者基本法や、障害者差別解消法を踏まえ、公共の場で働く職員をはじめ、民間企業等で働く職員へ、障がい者に対する誤解をなくし、障がい者への偏見や差別を解消し、正しい理解と認識を深め、合理的配慮の提供ができるよう啓発活動を推進します。「障がい者週間」の周知や、「障がい者マーク」を紹介することにより、障がい者に対する理解を図ります。
身体障がい者補助犬に対する理解の啓発	市	障がいのある方の自立と社会参加に欠かせない「盲導犬、聴導犬、介助犬」の正しい理解と認識を深めることができるよう啓発活動を推進します。

## (2) 福祉教育の推進

施策項目	主な実施主体	施策内容
幼稚園・保育園、学校での福祉教育の推進	市 社会福祉協議会 障がい者団体 障がい当事者	おおむね3歳以上の中・軽度の障がい児を含めた統合保育を全園で実施します。幼稚園・保育園、学校の各種行事や「道徳の時間」「総合的な学習の時間」などを活用して、障がい児・者の理解を深める福祉教育を推進します。福祉について体系的に学習するための副読本を市内の小学校へ配布します。福祉実践教室を実施する場では、副読本をテキストとして用い福祉教育を推進します。
地域における福祉教育の推進	市 市民 社会福祉協議会 障がい者団体 障がい当事者	生涯学習市職員出前講座や岡崎げんき館市民会議会員による事業、福祉実践教室等の事業により、子どもから大人まですべての市民を対象に、障がい児・者福祉について学習する機会の拡充を図ります。
教職員等の障がいに対する指導力の向上	市	研修の機会を用意し、障がいに対する教職員等の知識、指導力の向上に努めます。
専門職の育成	市 事業者	岡崎市立看護専門学校での看護師の教育や、市における福祉系学生の実習等の受入れの推進などにより、専門職の将来にわたる育成に努めます。福祉系学生の実習先やボランティア先の確保のため、公共施設及び事業所での受入れを促進します。

### (3) 地域福祉活動の活性化

施策項目	主な実施主体	施策内容
地区の助けあい・見守りネットワークの強化	社会福祉協議会 各種団体	学区福祉委員会の育成を図るとともに、災害時要配慮者や避難行動要支援者名簿に登録している対象者に対し見回り（訪問）活動を実施するなど、地区の助けあい・見守りネットワークを強化します。 検討されているコミュニティソーシャルワーカーの配置も視野に入れ、地域でのネットワークを強化します。
障がい者支援ボランティアの育成	社会福祉協議会 各種団体	「社会福祉協議会ボランティアセンター活動推進計画」に基づき、地域住民の社会福祉に関する理解とボランティア活動への参加・促進を図ります。 養成講座などにより、ボランティアの育成を図るとともに、ボランティア連絡協議会の活動を支援し、ボランティア相互の連携強化を図ります。
災害ボランティアグループの登録制度の推進	市 社会福祉協議会等	災害発生時に、効率・効果的に救助活動を展開するために、災害ボランティアグループ登録制度を推進します。

### (4) 障がい者団体等への支援

施策項目	主な実施主体	施策内容
障がい者団体の活性化	市 障がい者団体	障がい者団体への障がい者、家族の加入を促進し、団体の活動を支援します。 福祉の村の再整備による、障がい児・者の交流施設である「新友愛の家」の充実へ障がい者団体も介入するなど、団体の自主的な活動を支援します。
広聴活動の充実	市	障がい者団体等から意見や要望を聴取する機会を定期的に設けるとともに、それらの意見・要望の関係機関への周知を図り、施策やサービスの改善につながるよう努めます。

### (5) まちづくり活動への参画の促進

施策項目	主な実施主体	施策内容
市政への参画の促進	市 障がい当事者	各種審議会、委員会や協議会など、政策検討の場への障がい者の積極的な参画を促進します。パブリックコメント制度、ワークショップ手法を積極的に活用します。
障がい者の社会貢献活動の振興	障がい当事者	障がい者自身が他の障がい者を支援する「ピアサポート活動」「ピアカウンセリング活動」など、障がい者が経験や能力を生かして行う社会貢献活動の振興を図ります。

〔参考指標〕

項目（ ）内の数値は具体的な施策に準ずる

項目	現状値（平成25年度）	目標（平成32年度）
（1）市の障がい者施策への満足度	障がい者 35.7% 障がい児 29.9% （平成26年アンケート）	障がい者 40% 障がい児 40%
（1）差別・偏見・疎外感を感じた障がい者の割合	障がい者 35.5% 障がい児 82.7% （平成26年アンケート）	障がい者 30% 障がい児 70%
（1）差別や偏見があると感じた市民の割合	61.4% （平成26年アンケート）	50%
（1）障害者差別解消法を知っている人の割合	障がい者 9.3% 障がい児 9.9% 市民 5.8% （平成26年アンケート）	50%
（2）福祉実践教室実施回数	42回（32校）	48回（48校）
（3）災害時避難行動要支援者支援制度登録割合	53%	65%
（5）ピアカウンセリングセミナー開催回数	1回	3回 （障がい別）

障がい福祉計画による項目（第5章に記載）

（1）（4）・地域生活支援事業（理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業の見込量）

## 第5章 障がい福祉サービスの計画（障がい福祉計画）

### 1 計画の概要

平成27年度から平成29年度までの第4期岡崎市障がい福祉計画で定める障がい福祉サービスは以下のとおりです。また、圏域（西三河南部東圏域＝岡崎市・幸田町）の計画は、愛知県が作成しています。

#### ○訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援

#### ○日中活動系サービス

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・雇成型）、就労継続支援（B型・非雇成型）、療養介護、短期入所（福祉型、医療型）

#### ○居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援

※共同生活介護（ケアホーム）は平成26年4より共同生活援助（グループホーム）に一元化

#### ○相談支援

計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

#### ○障がい児支援

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障がい児相談支援

#### ○地域生活支援事業

【必須事業】

《理解促進研修・啓発事業》、《自発的活動支援事業》、相談支援事業（障がい者相談支援事業、基幹相談支援センター）、成年後見制度利用支援事業、《成年後見制度法人後見支援事業》、意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業）、日常生活用具給付事業、手話通訳・要約筆記者養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、障がい児等療育支援事業

【任意事業】

訪問入浴サービス事業、自立生活訓練事業、福祉機器リサイクル事業、住宅改修助成事業、日中一時支援事業、点字・声の広報等発行事業、スポーツ・レクリエーション教室開催等事業、芸術・文化講座開催等事業、自動車運転免許取得・改造助成事業、《巡回支援専門員整備事業》、障がい者虐待防止対策支援事業

※《》は現在未実施

## 2 平成29年度の成果目標

### (1) 数値目標の設定

本計画では、計画に記載すべき事項として、計画の実施により達成すべき基本的な目標（成果目標）と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標（活動指標）が定められており、数値目標及び必要なサービス量・確保のための方策を定める必要があります。

成果目標
①施設入所者の地域生活への移行（継続） <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活移行者の増加</li> <li>・施設入所者の削減</li> </ul>
②入院中の精神障がい者の地域生活への移行 （県設定）
③障がい者の地域生活の支援（新規） <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援拠点の整備</li> </ul>
④福祉施設から一般就労への移行（整理・拡充） <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加</li> <li>・就労移行支援事業の利用者の増加</li> <li>・就労移行支援事業所の就労移行率の増加</li> </ul>

活動指標
○障がい福祉サービスの必要な量の見込み <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援の利用者数、利用時間</li> <li>・生活介護の利用者数、利用日数</li> <li>・自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数</li> <li>・就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数</li> <li>・療養介護の利用者数</li> <li>・短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数</li> <li>・共同生活援助の利用者数</li> <li>・施設入所支援の利用者数</li> </ul>
○労働部局との連携の必要な量の見込み （県設定）
○相談支援の必要な量の見込み <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画相談支援の利用者数</li> <li>・地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数</li> </ul>
○障がい児支援のための計画的な基盤整備に必要な量の見込み <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援、医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数</li> <li>・放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数</li> <li>・保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数</li> <li>・障がい児相談支援の利用児童数</li> </ul> （障がい児入所支援については、県設定）

## (2) 本市の成果目標

本市における平成 29 年度の成果目標は以下のとおりです。

### ①福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所待機者が 50 人以上いる状況の中、退所要因は、死亡・入院・他施設（高齢）入所によるものに限られており、一方児童施設から障がい者施設への入所相談や、強度行動障がい・障がい者虐待に関する入所相談は後を絶たず、依然として入所へのニーズは高いものとなっています。

地域生活への移行には、グループホームをはじめとする社会資源や相談支援員の確保、退所可能者の把握の方法、関係機関の連携、制度の普及啓発など課題が多くあります。こうした状況を踏まえ国指針の目標値は設定せず、施設入所者数については現状維持を、地域生活移行者数については過去の実績から 3 年間で 6 人（年間 2 人）と算出し数値を設定しています。

項 目	数 値
【第3期目標値】地域生活移行者数 23 人(施設入所者数 216 人)	※実績見込 11 人
【基準値】平成 25 年度末(H26.3.31)時点の施設入所者数	210 人
【目標値】地域生活移行者数	6 人
【目標値】施設入所者数	210 人

- ◆国指針：平成 25 時点の入所者の 12%以上が地域生活へ移行→25 人  
平成 25 時点の入所者数から 4 %以上削減→202 人  
※第 3 期目標値が達成されなければ、未達成分をさらに加算→10 人

### ②入院中の精神障がい者の地域生活への移行

項 目	数 値
【目標値】入院後3か月時点での退院率	県設定
【目標値】入院後1年時点の退院率	県設定
【目標値】在院期間1年以上の長期在院者数	県設定

### ③地域生活支援拠点等の整備

項 目	数 値
【目標値】平成 29 年度末の整備数	1 箇所

- ◆国指針：各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備

### ④福祉施設から一般就労への移行

項 目	数 値
【基準値】平成 24 年度の一般就労移行者数	21 人
【目標値】平成 29 年度の一般就労移行者数	42 人

- ◆国指針：平成 24 年度の移行実績の 2 倍以上とする

項 目	数 値
【基準値】平成 25 年度末の就労移行支援事業の利用者数	72 人
【目標値】平成 29 年度末の就労移行支援事業の利用者数	115 人

- ◆国指針：平成 25 年度の就労移行支援事業利用者を 6 割以上増やす

項 目	数 値
【目標値】平成 29 年度末の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	50%

- ◆国指針：就労移行率 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする

### 3 サービスごとの見込（活動指標）と確保策

平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度におけるサービスの種類ごとの見込量（活動指標）とその確保策は以下の通りです。

※数値は各年 3 月利用分。実績のうち平成 26 年度は見込。

#### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援からなるサービスです。

訪問系サービス名称	内容
居宅介護	自宅での入浴・排せつ・食事等の身体介護や、洗濯・掃除等の家事援助、通院等の移動介護などを行うサービス
重度訪問介護	自宅での入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行うサービス
同行援護	視覚障がい者に対し、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行うサービス
行動援護	知的障がい・精神障がい者に対し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行うサービス
重度障がい者等包括支援	心身の状態や介護者の状況、居住の状況等をふまえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を包括的に提供するサービス

#### ◆実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用時間(延時間/月)	6,460 時間	6,293 時間	6,491 時間
利用者数(実人/月)	395 人	426 人	479 人
市内事業所数	24 箇所	26 箇所	28 箇所

#### ◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用時間(延時間/月)	6,700 時間	6,920 時間	7,153 時間
利用者数(実人/月)	538 人	604 人	680 人
市内事業所数	29 箇所	30 箇所	31 箇所

#### ◆確保の方策

実績からは毎年 1 箇所以上事業所参入があり、利用も伸びていますが、利用時間などに制限があるとの意見も多いサービスです。見込量は、参入見込事業所数及び年間利用伸び率を根拠とし算出しています。

介護保険事業者の参入や、加算を設けるなど事業を検討し、ヘルパー資格取得者の掘り起こしによるヘルパー人員の増加、女性ヘルパーだけでなく男性ヘルパーも含めたヘルパー人員の増加及び質の確保を促進します。

## (2) 日中活動系サービス

### ①生活介護

常に介護を必要とする障がい者に、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供する通所サービスです。

#### ◆実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用日数(延人日/月)	9,583 人日	9,879 人日	9,937 人日
利用者数(実人/月)	491 人	506 人	523 人
市内事業所数	18 箇所	19 箇所	20 箇所

#### ◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用日数(延人日/月)	10,260 人日	10,583 人日	10,906 人日
利用者数(実人/月)	540 人	557 人	574 人
市内事業所数	21 箇所	22 箇所	23 箇所

#### ◆確保の方策

特に身体障がい者では利用回数に制限があるとの意見が出ているサービスです。見込量は、参入見込事業所数及び年間利用伸び率と平均利用日数を根拠とし算出しています。特別支援学校卒業生の受入れや、加算を設けるなど必要な事業を推進することによる強度行動障がいや医療的ケアの対応が必要な障がい者の受入れを促進します。

### ②自立訓練(機能訓練)

自立訓練(機能訓練・生活訓練)は、入所施設や病院の退所・退院者や特別支援学校卒業生などを対象に、地域生活への移行を図る上で必要な、身体的リハビリテーションや生活リハビリテーションを行うサービスです。

#### ◆実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用日数(延人日/月)	4 人日	33 人日	33 人日
利用者数(実人/月)	1 人	2 人	2 人
市内事業所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所

#### ◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用日数(延人日/月)	33 人日	33 人日	33 人日
利用者数(実人/月)	2 人	2 人	2 人
市内事業所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所

#### ◆確保の方策

市内に事業所がないことから、実績から同程度と見込み、市外の事業所を利用し、需要に応じたサービス利用を促進します。

### ③自立訓練(生活訓練)

#### ◆実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用日数(延人日/月)	235 人日	218 人日	322 人日
利用者数(実人/月)	17 人	18 人	23 人
市内事業所数	1 箇所	1 箇所	2 箇所

#### ◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用日数(延人日/月)	322 人日	322 人日	322 人日
利用者数(実人/月)	23 人	23 人	23 人
市内事業所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所

#### ◆確保の方策

市内2箇所の事業所(うち1箇所は宿泊型)と市外の事業所を利用し、実績から同程度と見込み、需要に応じたサービス利用を促進します。

### ④就労移行支援

事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行うサービスです。

#### ◆実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用日数(延人日/月)	918 人日	1,079 人日	1,377 人日
利用者数(実人/月)	55 人	72 人	81 人
市内事業所数	3 箇所	5 箇所	6 箇所

#### ◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用日数(延人日/月)	1,530 人日	1,683 人日	1,955 人日
利用者数(実人/月)	90 人	99 人	115 人
市内事業所数	6 箇所	6 箇所	7 箇所

#### ◆確保の方策

一定期間の利用制限と就職が決まると利用者の入れ替わりが生じ、稼働率が変動し運営が難しい課題を抱えています。参入見込事業所数、年間利用伸び率、稼働率及び平均利用日数を根拠とし算出しています。学校卒業生のスムーズな受入れや、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センターや民間企業などと連携しサービス利用を促進します。

### ⑤就労継続支援(A型・雇用型)

通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供。一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援等を行うサービスです。

◆実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用日数(延人日/月)	3,293 人日	3,901 人日	4,600 人日
利用者数(実人/月)	166 人	197 人	230 人
市内事業所数	7 箇所	6 箇所	9 箇所

◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用日数(延人日/月)	4,800 人日	5,000 人日	5,200 人日
利用者数(実人/月)	240 人	250 人	260 人
市内事業所数	10 箇所	11 箇所	11 箇所

◆確保の方策

参入見込事業所数、施設外就労の適正な利用及び平均利用日数を根拠とし算出しています。学校卒業生のスムーズな受入れや、ハローワークや障がい者就業・生活支援センターなどと連携しサービス利用を促進します。

⑥就労継続支援(B型・非雇用型)

通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）。一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援等を行うサービスです。

◆実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用日数(延人日/月)	6,537 人日	7,191 人日	8,293 人日
利用者数(実人/月)	373 人	418 人	461 人
市内事業所数	21 箇所	25 箇所	27 箇所

◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用日数(延人日/月)	9,072 人日	9,846 人日	10,620 人日
利用者数(実人/月)	504 人	547 人	590 人
市内事業所数	28 箇所	29 箇所	30 箇所

◆確保の方策

供給事業所が多く、充足してきたサービスであり、参入見込事業所数、年間利用伸び率及び平均利用日数を根拠とし算出しています。学校卒業生のスムーズな受入れや、事業者の質の向上により需要と供給のバランスを保ち、サービス利用を促進します。

⑦療養介護

病院等への長期入院による医学的管理のもとに、機能訓練や食事、入浴、排せつ等の介護、日常生活上の支援等を行うサービスです。

◆実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数(実人/月)	17 人	20 人	21 人
市内事業所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所

◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数(実人/月)	22 人	25 人	25 人
市内事業所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所

◆確保の方策

市内に事業所がありませんでしたが、第二青い鳥学園の移転に伴う事業所数の増により受入れが期待できること、実績での利用を根拠とし算出しています。需要に応じたサービス利用を促進します。

⑧短期入所(福祉型、医療型)

介護者が病気などの理由で一時的に介護ができない時に、障がい者支援施設などで障がい者を預かり、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行うサービスです。

◆実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用日数(延人日/月)	525 人日	615 人日	672 人日
利用者数(実人/月)	86 人	102 人	112 人
市内事業所数	7 箇所	9 箇所	9 箇所

◆見込量(福祉型)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用日数(延人日/月)	708 人日	768 人日	828 人日
利用者数(実人/月)	118 人	128 人	138 人
市内事業所数	9 箇所	10 箇所	10 箇所

◆見込量(医療型)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用日数(延人日/月)	24 人日	30 人日	30 人日
利用者数(実人/月)	4 人	5 人	5 人
市内事業所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所

◆確保の方策

利用したい日に利用できない、利用回数などに制限があるとの意見も多いサービスです。参入見込事業所数及び平均利用日数を根拠とし算出しています。医療型は第二青い鳥学園の1箇所であり、重症心身障がい児・者や重度身体障がい児・者の受入れには加算を設けるなど必要な事業を推進することによりサービス利用を促進します。

### (3) 居住系サービス

#### ①共同生活援助(グループホーム)

共同生活を営む住居に入居している障がい者に、主として夜間に共同生活の場において相談、食事や入浴、排せつ等の介護、日常生活上の援助を行います。

##### ◆実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数(実人/月)	63 人	69 人	75 人
市内事業所数(棟数)	7 箇所 (14 棟)	8 箇所 (15 棟)	8 箇所 (15 棟)
市内定員数	71 人	78 人	78 人

##### ◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数(実人/月)	87 人	97 人	107 人
市内事業所数(棟数)	9 箇所 (16 棟)	12 箇所 (19 棟)	15 箇所 (22 棟)
市内定員数	87 人	102 人	117 人

##### ◆確保の方策

特に知的障がい者で今後利用したいと思うサービスとして意見があがっています。見込量は、サテライト型住居の活用や事業所数の増を根拠とし算出しています。障がい者基本計画の重点施策にグループホームの充実を位置づけ、市内事業所の定員の増加を図り、利用を促進します。

#### ②施設入所支援

介護が必要な人などに対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。

##### ◆実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数(実人/月)	213 人	210 人	210 人
市内事業所数	5 箇所	5 箇所	5 箇所

##### ◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数(実人/月)	210 人	210 人	210 人
市内事業所数	5 箇所	5 箇所	5 箇所

##### ◆確保の方策

今後利用したいと思われるサービスとしてはグループホームより意見が多くあがっている現状があります。見込量は、実績から現状維持と見込んでいます。福祉施設入所者の地域生活移行が少数である現状、入所待機者が多数ある現状や虐待による緊急一時保護後の生活の場の確保など入所が必要な支援も叫ばれているため、入所が必要な支援と地域生活で対応できる支援を、関係機関で見極め検討し、サービス利用を促します。

#### (4) 相談支援

##### ①計画相談支援

サービスを利用する障がい児・者に、サービス等利用計画の作成、サービス等の利用状況の検証、計画の見直し、サービス事業者等との連絡調整を行います。

##### ◆実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数(実人/月)	103 人	168 人	231 人
市内事業所数	8 箇所	11 箇所	15 箇所

##### ◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数(実人/月)	350 人	525 人	788 人
市内事業所数	18 箇所	19 箇所	19 箇所

##### ◆確保の方策

サービス等利用計画について、セルフプランからの切り替えを計画的に促し、計画作成を促進します。事業者には人材育成や質の向上を促し、需要と供給のバランスを保ちながら計画相談支援の利用を促します。

##### ②地域移行支援

障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がい者の相談にのり、地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等を行います。

##### ◆実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数(実人/月)	0 人	0 人	1 人
市内事業所数	6 箇所	6 箇所	6 箇所

##### ◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数(実人/月)	6 人	5 人	5 人
市内事業所数	6 箇所	6 箇所	6 箇所

##### ◆確保の方策

県が設定する入院中の精神障がい者の地域生活への移行の分析も参考に算出しています。相談支援に 24 時間応じられる体制づくりや、相談支援事業者、医療機関、保健所、市及びその他関係機関がチームを組み、年間 1 事業所 1 件の実績が上げられるよう取り組みます。また、研修の実施や制度周知にも力を入れ進めます。

##### ③地域定着支援

在宅で生活する单身等の障がい者に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談にのり必要な支援を行います。

**◆実績**

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数(実人/月)	0人	0人	3人
市内事業所数	6箇所	6箇所	6箇所

**◆見込量**

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数(実人/月)	10人	10人	10人
市内事業所数	6箇所	6箇所	6箇所

**◆確保の方策**

県が設定する入院中の精神障がい者の地域生活への移行の分析も参考に算出しています。相談支援に24時間応じられる体制づくりや、相談支援事業者、医療機関、保健所、市及びその他関係機関がチームを組み、年間1事業所1件の実績が上げられるよう取り組みます。また、研修の実施や制度周知にも力を入れ進めます。

## (5) 障がい児支援

### ①児童発達支援

未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。

#### ◆実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用日数(延人日/月)	1,633 人	1,727 人日	2,040 人日
利用児童数(実人/月)	209 人	240 人	255 人
市内事業所数	8 箇所	6 箇所	7 箇所

#### ◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用日数(延人日/月)	2,120 人日	2,200 人日	2,600 人日
利用児童数(実人/月)	265 人	275 人	325 人
市内事業所数	8 箇所	9 箇所	9 箇所

#### ◆確保の方策

利用回数・時間などに制限があるとの意見や、特に身体障がいでは身近なところで利用できないとの意見があがっています。見込量は、参入見込事業所数、定員増及び平均利用日数を根拠とし算出しています。「こども発達センター」の新設が計画されており、児童発達センターと地域の事業所の両面からのサービス利用を促進します。

### ②医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要な障がい児に訓練及び治療を行います。

#### ◆実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用日数(延人日/月)	92 人日	80 人日	112 人日
利用児童数(実人/月)	14 人	11 人	14 人
市内事業所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所

#### ◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用日数(延人日/月)	112 人日	112 人日	112 人日
利用児童数(実人/月)	14 人	14 人	14 人
市内事業所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所

#### ◆確保の方策

実績から同程度と見込んでいます。第二青い鳥学園の移転後も継続した重症心身障がい児の受入れを促進します。

### ③放課後等デイサービス

就学児に対し、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進などを行います。

#### ◆実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用日数(延人日/月)	1,299 人日	2,088 人日	2,557 人日
利用児童数(実人/月)	184 人	267 人	320 人
市内事業所数	9 箇所	13 箇所	16 箇所

#### ◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用日数(延人日/月)	2,640 人日	2,720 人日	2,800 人日
利用児童数(実人/月)	330 人	340 人	350 人
市内事業所数	17 箇所	18 箇所	18 箇所

#### ◆確保の方策

参入見込事業所数及び平均利用日数を根拠とし算出しています。国の動向を注視し、障がい児の放課後の活動の場として適切なサービスの提供を推進します。

### ④保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対して、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

#### ◆実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用日数(延人日/月)	0 人日	0 人日	2 人日
利用児童数(実人/月)	0 人	0 人	2 人
市内事業所数	0 箇所	1 箇所	2 箇所

#### ◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用日数(延人日/月)	4 人日	10 人日	30 人日
利用児童数(実人/月)	4 人	5 人	15 人
市内事業所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所

#### ◆確保の方策

対象者を 1 人ずつ増やす取組みから、「こども発達センター」の新設時での増加を見込み算出しています。障がい児支援の基盤整備が進められ新設された事業であり、参入事業者も少ない中、対象となる児童への適切なサービス利用を促進します。

### ⑤障がい児相談支援

サービスを利用する障がい児に、障がい児支援利用計画の作成、サービス等の利用状況の検証、計画の見直し、サービス事業者等との連絡調整を行います。

#### ◆実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用児童数(実人/月)	5 人	29 人	60 人
市内事業所数	6 箇所	9 箇所	10 箇所

#### ◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用児童数(実人/月)	96 人	144 人	216 人
市内事業所数	11 箇所	12 箇所	12 箇所

#### ◆確保の方策

障がい児支援利用計画について、セルフプランからの切り替えを計画的に促し、計画作成を促進します。事業者には人材育成や質の向上を促し、需要と供給のバランスを保ちながら相談支援の利用を促します。

## 4 地域生活支援事業

平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における地域生活支援事業等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策は以下の通りです。

※数値は各年 3 月利用分。実績のうち平成 26 年度は見込。

### (1) 理解促進研修・啓発事業

#### ◆事業の実施に関する考え方

障がい児・者に対する理解を深めるため研修や啓発を通じて地域住民への働きかけを実施します。障がい者基幹相談支援センターや社会福祉協議会が実施する研修、講演会を活用します。

#### ◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施の有無	有	有	有

### (2) 自発的活動支援事業

#### ◆事業の実施に関する考え方

障がい者やその家族、地域住民などが自発的に行う活動に対して支援します。

#### ◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施の有無	無	有	有

### (3) 相談支援事業

#### ◆事業の実施に関する考え方

障がい者相談支援事業は、市内を中央・東・西・南・北に地区割りし 6 箇所で実施します。地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、専門的職員を配置した障がい者基幹相談支援センターを 1 箇所設置し、人材育成の支援や地域移行に向けた取組等を実施することにより、さらなる地域の相談支援体制の機能強化を図ります。

#### ①障がい者相談支援事業

#### ◆実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施箇所数	6 箇所	6 箇所	6 箇所
基幹相談支援センター箇所数	0 箇所	1 箇所	1 箇所

#### ◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施見込み箇所数	6 箇所	6 箇所	6 箇所
基幹相談支援センター箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

##### ◆事業の実施に関する考え方

障がい福祉サービスの利用において成年後見制度を利用することが必要であると認められる知的障がい者または精神障がい者に、市長申し立てによる成年後見制度の利用を支援します。

##### ◆実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数(実人/月)	2人	2人	3人

##### ◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数(実人/月)	3人	3人	3人

#### (5) 成年後見制度法人後見支援事業

##### ◆事業の実施に関する考え方

成年後見センターの設置により、法人後見実施のための研修などを行います。

##### ◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施の有無	無	有	有

#### (6) 意思疎通支援事業

##### ◆事業の実施に関する考え方

聴覚、音声機能、言語機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通（コミュニケーション）を図ることに支障のある方へ、意思疎通の円滑化を図ります。

##### ①手話通訳者派遣事業

##### ◆実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用回数(延回/月)	33回	55回	65回

##### ◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用見込み回数(延回/月)	76回	89回	105回

##### ②要約筆記者派遣事業

##### ◆実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用回数(延回/月)	14回	3回	5回

##### ◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用見込み回数(延回/月)	9回	16回	29回

### ③手話通訳者設置事業

#### ◆事業の実施に関する考え方

障がい福祉課に手話通訳者1名を配置し、市庁舎に来庁する手話通訳を必要とする障がい者へ対応します。

#### ◆実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用回数(延回/月)	70回	35回	60回

#### ◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用見込み回数(延回/月)	60回	60回	60回

### ④点訳、代筆、代読音声訳等による支援事業

#### ◆事業の実施に関する考え方

視覚障がい者への支援は「点字・声の広報等発行事業」の活用、点字印刷・音声化の活用、ボランティアの活用や窓口等での代筆、代読の啓発により対応します。

### (7) 日常生活用具給付事業

#### ◆事業の実施に関する考え方

障がい児・者に、状況に応じた必要な日常生活用具（介護・訓練、自立生活、在宅療育等、情報・意思疎通、排泄管理、居住生活動作補助を支援する用具）を給付します。種目の見直しを随時進めます。

#### ◆実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用件数(件/年)	6,147件	6,349件	6,849件
①介護・訓練支援用具	(24)	(33)	(35)
②自立生活支援用具	(98)	(81)	(87)
③在宅療養等支援用具	(116)	(86)	(84)
④情報・意思疎通支援用具	(118)	(81)	(79)
⑤排泄管理支援用具	(5,776)	(6,052)	(6,548)
⑥居宅生活動作補助用具	(15)	(16)	(16)

#### ◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用見込み件数(件/年)	7,390件	7,975件	8,609件
①介護・訓練支援用具	(37)	(39)	(41)
②自立生活支援用具	(94)	(101)	(109)
③在宅療養等支援用具	(82)	(80)	(78)
④情報・意思疎通支援用具	(77)	(75)	(73)
⑤排泄管理支援用具	(7,084)	(7,664)	(8,292)
⑥居宅生活動作補助用具	(16)	(16)	(16)

## (8) 手話通訳・要約筆記者養成研修事業

### ◆事業の実施に関する考え方

手話通訳、要約筆記者を養成する研修を実施します。

### ◆実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
養成講習修了者数 (人/年)	90 人 (手話通訳 76 人) (要約筆記 14 人)	98 人 (手話通訳 85 人) (要約筆記 13 人)	60 人 (手話通訳 60 人)
実登録者数(人/年)	手話通訳 13 人 要約筆記 22 人	手話通訳 13 人 要約筆記 18 人	手話通訳 12 人 要約筆記 18 人

### ◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
養成講習修了見込み者数 (人/年)	60 人	80 人	80 人
実登録見込み者数(人/年)	手話通訳 12 人 要約筆記 18 人	手話通訳 14 人 要約筆記 20 人	手話通訳 14 人 要約筆記 20 人

## (9) 移動支援事業

### ◆事業の実施に関する考え方

移動が困難な障がい児・者へ、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援します。

### ◆実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数(実人/月)	155 人	181 人	191 人
利用時間数(延時間/月)	1,357 時間	1,518 時間	1,540 時間
事業所数	35 箇所	36 箇所	36 箇所

### ◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用見込み者数(実人/月)	201 人	212 人	223 人
利用見込み時間数(延時間/月)	1,563 時間	1,586 時間	1,609 時間
事業所数	37 箇所	38 箇所	39 箇所

## (10) 地域活動支援センター事業

### ◆事業の実施に関する考え方

基礎的事業である創作的活動の機会の提供として開催講座の充実、専門職員の配置により医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化や障がいに対する理解を促進する I 型事業の充実を図り、障がい児・者を支援します。

◆実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施箇所数(基礎・I 型)	2 箇所	2 箇所	2 箇所
利用者数(実人/月)(I 型)	71 人	77 人	78 人

◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施見込み箇所数(基礎・I 型)	2 箇所	2 箇所	2 箇所
利用見込み者数(実人/月)(I 型)	79 人	80 人	81 人

(11) 障がい児等療育支援事業

◆事業の実施に関する考え方

在宅の障がい児・者の地域における生活を支えるため、訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導、保育園等の職員の療育技術の指導、療育機関に対する支援機能の充実を図ります。

◆実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所

◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施見込み箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所

(12) その他事業（任意事業）

①訪問入浴サービス事業

◆事業の実施に関する考え方

地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスの提供を実施します。既存の実施事業所によるサービスの提供を図るとともに、需要動向をみながら、新規参入を促進します。

◆実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数(実人/月)	27 人	33 人	37 人
利用回数(延回/月)	146 回	170 回	185 回
事業所数	4 箇所	4 箇所	4 箇所

◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用見込み者数(実人/月)	40 人	44 人	48 人
利用見込み回数(延回/月)	200 回	220 回	240 回
事業所数	4 箇所	5 箇所	5 箇所

## ②自立生活訓練事業

### ◆事業の実施に関する考え方

知的障がい児・者に、福祉の村「みのりの家」において宿泊体験による自立生活訓練を実施します。ニーズに合った事業を展開できるよう、事業のあり方を検討します。

### ◆実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所

### ◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所

## ③福祉機器リサイクル事業

### ◆事業の実施に関する考え方

自宅などで使用する福祉機器を譲りたい人から必要な人へとリサイクルを実施します。

### ◆実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用件数(件/年)	23 件	13 件	13 件

### ◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用見込み件数(件/年)	13 件	13 件	13 件

## ④住宅改修助成事業

### ◆事業の実施に関する考え方

身体障がい者が居室・浴室・便所などを使用しやすくバリアフリー化するため行う改修工事に要する費用の一部を助成します。

### ◆実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用件数(件/年)	11 件	10 件	15 件

### ◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用見込み件数(件/年)	15 件	15 件	15 件

## ⑤日中一時支援事業

### ◆事業の実施に関する考え方

家族の就労支援や一時的な休息を目的とし、障がい児・者の日中における活動の場を確保します。

◆実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数(実人/月)	342 人	353 人	383 人
利用回数(延回/月)	2,294 回	2,269 回	2,450 回
事業所数	30 箇所	32 箇所	34 箇所

◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用見込み者数(実人/月)	416 人	452 人	491 人
利用見込み回数(延回/月)	2,646 回	2,857 回	3,085 回
事業所数	35 箇所	36 箇所	37 箇所

⑥点字・声の広報等発行事業

◆事業の実施に関する考え方

文字による情報入手が困難な障がい者に、音声により市政だよりや議会だよりを届けます。情報入手については、他の媒体等の活用・周知も図ります。

◆実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数(実人/月)	60 人	52 人	52 人

◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用見込み者数(実人/月)	52 人	52 人	52 人

⑦スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

◆事業の実施に関する考え方

年に 1 回障がい者スポーツ大会を開催します。

◆実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
参加者数	600 人	600 人	600 人

◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
参加見込み者数	600 人	600 人	600 人

⑧芸術・文化講座開催等事業

◆事業の実施に関する考え方

年に 1 回障がい児・者の作品展を開催します。

◆実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
参加者数	930 人	924 人	848 人

◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
参加見込み者数	900 人	900 人	900 人

⑨自動車運転免許取得・改造助成事業

◆事業の実施に関する考え方

身体、知的障がい者の自動車運転免許の取得、身体障がい者の自動車改造に要する費用の一部を助成します。

◆実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
助成件数(免許取得)(件/年)	5 件	15 件	10 件
助成件数(改造)(件/年)	20 件	25 件	25 件

◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
助成見込み件数 (免許取得)(件/年)	10 件	10 件	10 件
助成見込み件数(改造) (件/年)	25 件	25 件	25 件

⑩巡回支援専門員整備事業

◆事業の実施に関する考え方

保育所等での発達に心配のある子どもへ巡回支援を実施し、担当職員や保護者に対し、早期発見・早期対応のための支援を行います。

◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施の有無	有	有	有

⑪障がい者虐待防止対策支援事業

◆事業の実施に関する考え方

障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、研修の実施やパンフレット配布による啓発、協力体制の整備を図ります。

◆見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施の有無	有	有	有

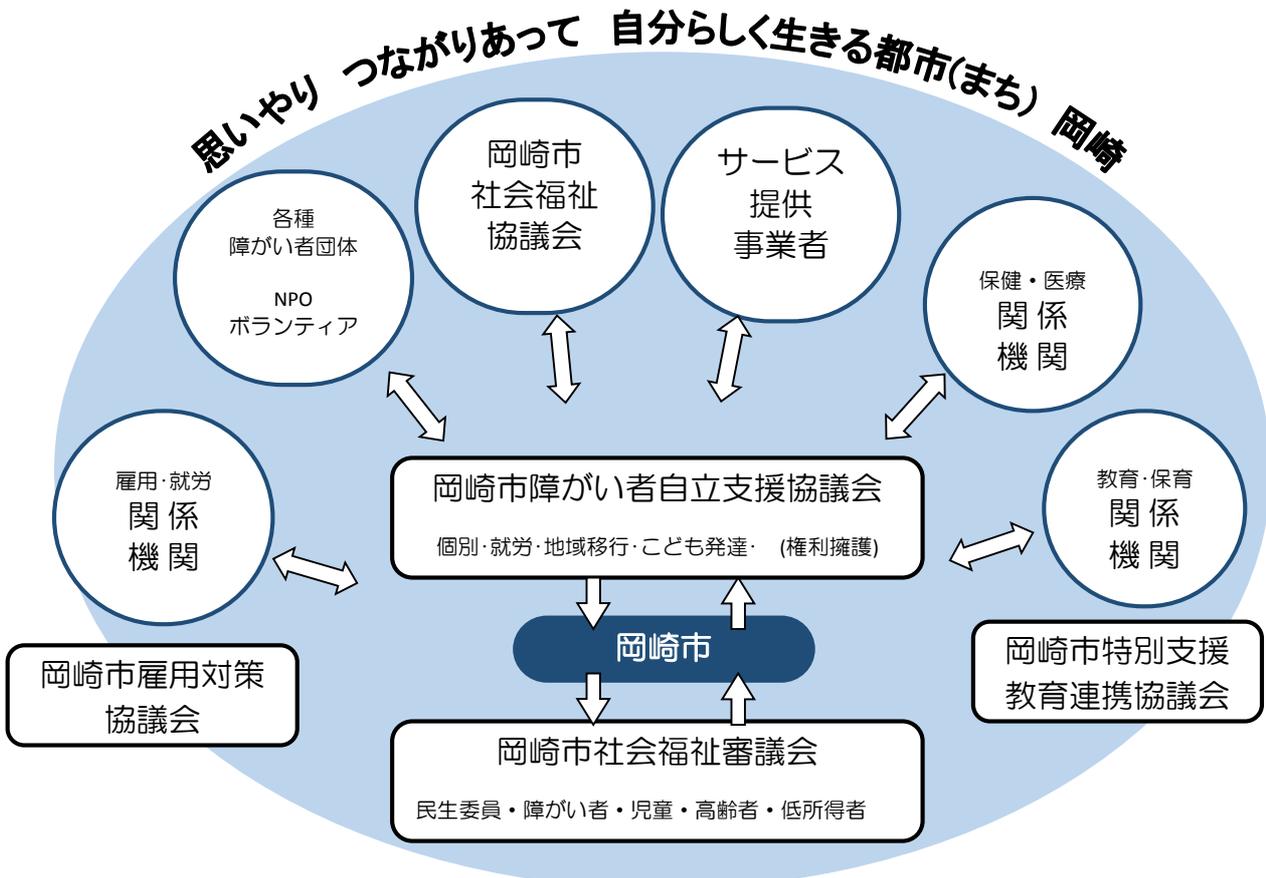
## 第6章 計画の推進体制・評価

### 1 計画の推進体制

本市には、社会福祉関連施策の諮問機関として「岡崎市社会福祉審議会」（全体会・障がい者福祉専門分科会）が、障害者総合支援法上のサービスを円滑に推進する協議機関として「岡崎市障がい者自立支援協議会」（全体会・個別支援専門部会・就労支援専門部会・地域移行支援専門部会・こども発達支援専門部会）があります。この2つの機関の役割は、岡崎市障がい者自立支援協議会が計画の作成・具体化に向けた政策提案等を担い、市は提案を受け、保健福祉に関する全体的な事項と判断したものについて岡崎市社会福祉審議会へ諮問し審議を仰ぐ体制で分担されています。前計画の進捗管理もこの体制の中で行ってきました。

他にも発達障がい児への支援策等の協議機関として「岡崎市特別支援教育連携協議会」や、雇用促進策等の協議機関として「岡崎市雇用対策協議会」など必要に応じて協議できる場合があります。

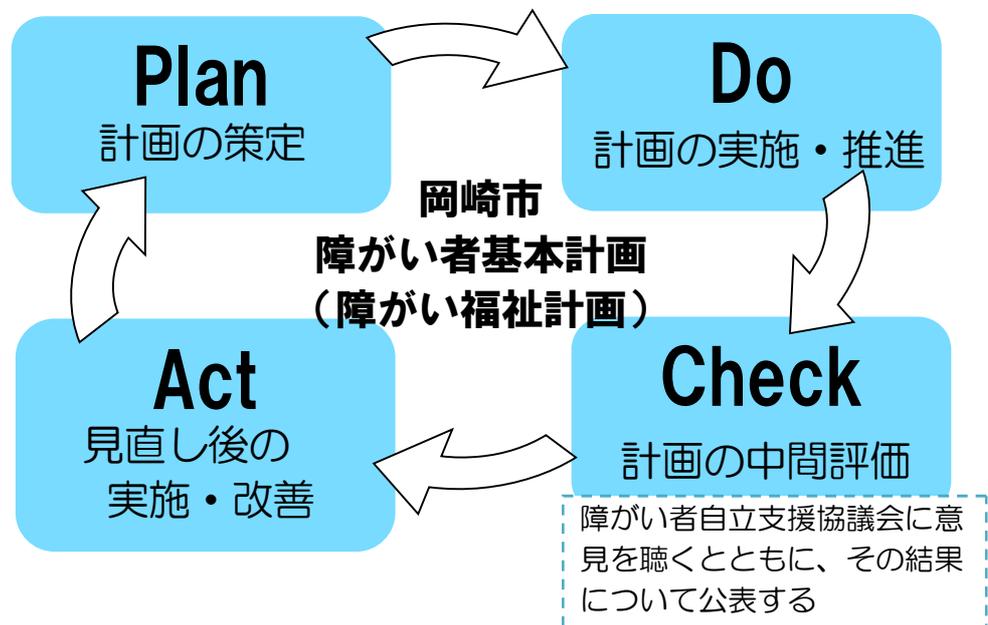
計画の推進にあたっては、これら市の関係部課及び関係諸機関が連携、協働して計画の事業に取り組むとともに、市全体で「思いやり つながりあって自分らしく生きる都市(まち) 岡崎」の実現に向けて取り組みます。



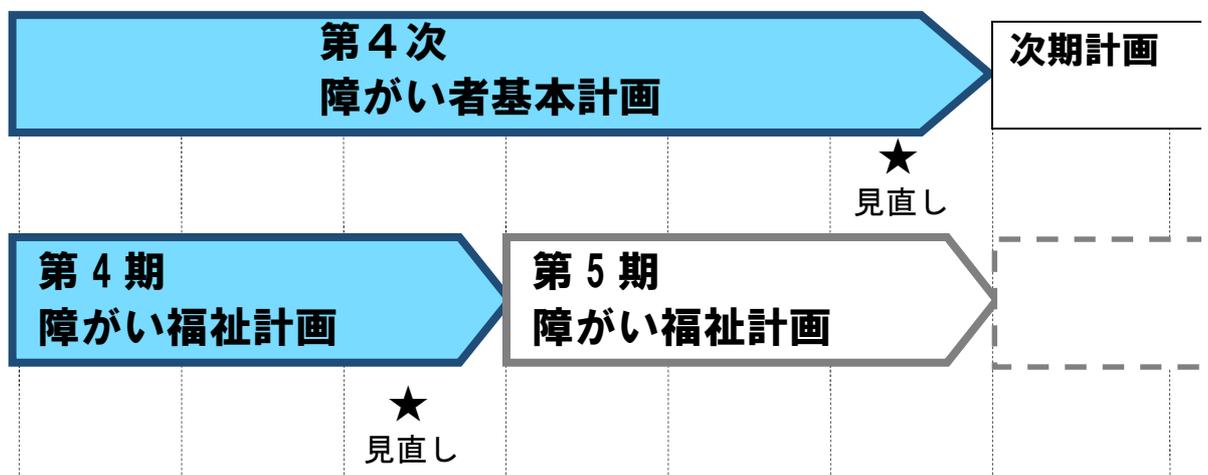
## 2 計画の評価と見直し

計画の推進にあたっては、市の関係部署が連携して計画の事業に取り組むとともに、障がい福祉計画に定めた成果目標等に関する実績について、1年に1回中間評価を行い、必要があると認められる場合は計画の変更等の措置を講じます。中間評価については、岡崎市障がい者自立支援協議会に意見を聴くとともに、その結果を公表します。

障がい者基本計画の最終年度である平成32年度には計画の見直しを行います。なお、障がい福祉計画については、平成29年度に計画の見直しを行うこととします。



平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年度	平成33年度
-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------



## 参考資料

### 1 計画策定の経過

第4次岡崎市障がい者基本計画・第4期岡崎市障がい福祉計画は、岡崎市障がい者自立支援協議会において作成、岡崎市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会において審議しました。主な経過は以下のとおりです。

日付	会議等	内容
H26. 4. 21	第1回 障がい者自立支援協議会	アンケートの実施について確認
H26. 4. 30	第1回 社会福祉審議会障がい者 福祉専門分科会	アンケートの実施について確認
H26. 5. 23 ～6. 6	アンケート実施	障がい福祉サービス事業者アンケート実施
H26. 6. 13 ～6. 30	アンケート実施	障がい者・障がい児・市民アンケート実施
H26. 7. 28 ～29	ヒアリング実施	実施関係団体数7団体
H26. 8. 25	第2回 障がい者自立支援協議会	アンケート・ヒアリングの結果報告 計画骨子、重点施策について確認
H26. 11. 17	第3回 障がい者自立支援協議会	計画中間案の確認
H26. 11. 26	第2回 社会福祉審議会障がい者 福祉専門分科会	計画中間案の確認
H26. 12. 15 ～27. 1. 15	パブリックコメント実施	意見提出数 8件 42項目
H27. 2. 9	第4回 障がい者自立支援協議会	パブリックコメントの結果について確認
H27. 3. 2	第5回 障がい者自立支援協議会	計画最終案の確認
H27. 3. 9	第3回 社会福祉審議会障がい者 福祉専門分科会	計画最終案の確認

## 2 岡崎市障がい者自立支援協議会委員名簿

役職	氏名	備考
会長	かが ときお 加賀 時男	岡崎市障がい者福祉団体連合会
副会長	みうら ひろゆき 三浦 博幸	社会福祉法人愛恵協会
委員	すずき たかみつ 鈴木 孝光	特定非営利活動法人 岡崎自立生活センターぴあほうす
委員	まつもと たかし 松本 孝司	社会福祉法人みかわ 花の木苑
委員	おおはら よしお 大原 好夫	社会福祉法人愛知県厚生事業団 愛厚藤川の里
委員	こんどう かずおみ 近藤 一臣	社会福祉法人愛知県厚生事業団 愛知県立心身障害児療育センター 第二青い鳥学園
委員	みはし あつし 三橋 厚	社会福祉法人岡崎市福祉事業団 岡崎市福祉の村
委員	すずき のりこ 鈴木 典子	社会福祉法人愛知玉葉会 第二藤花荘
委員	みやじ つたえ 宮路 傳	社会福祉法人たつき福祉会 額田の村
委員	やまもと まさたか 山本 昌孝	愛知県立みあい特別支援学校
委員	さかきばら まさい 榎原 正意	愛知県立岡崎特別支援学校
委員	やまたか かずと 山高 和人	岡崎市手をつなぐ育成会
委員	おぎの よしあき 荻野 義昭	岡崎肢体不自由児・者父母の会
委員	なかむら ゆきまさ 中村 幸正	岡崎地域精神障がい者家族会
委員	とだ じゅんこ 戸田 順子	岡崎女子短期大学
委員	なるせ まさこ 成瀬 真佐子	公募委員
委員	きかい もとき 酒井 礎	公募委員
委員	はたの ひろこ 羽田野 裕子	公募委員

任期：平成26年4月1日～平成28年3月31日

### 3 岡崎市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会委員名簿

役 職	氏 名	備 考
会長	きたま かずみ 木全 和巳	日本福祉大学
副会長	たけなか ひでひこ 竹中 秀彦	京ヶ峰岡田病院
委員	おおはら よしお 大原 好夫	愛知県厚生事業団
委員	おはら あつし 小原 淳	岡崎市医師会
委員	かが ときお 加賀 時男	岡崎市障がい者福祉団体連合会
委員	やまたか かずと 山高 和人	岡崎市手をつなぐ育成会
委員	あさい みちこ 浅井 美智子	民生委員児童委員協議会
委員	みうら ひろゆき 三浦 博幸	岡崎市社会福祉協議会
委員	おおしま こうじ 大島 康司	岡崎市総代会連絡協議会
委員	おのづか かずこ 小野塚 和子	岡崎市ボランティア連絡協議会
委員	つきやま たかひこ 築山 高彦	西三河福祉相談センター
委員	たなか ひろゆき 田中 浩之	岡崎歯科医師会

任期：平成24年4月1日～平成27年3月31日

## 4 用語解説

### 英数／あ行

#### NPO

Non Profit Organization の略。行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。平成 10 年、これに法人格を与え活動を支援するための特定非営利活動促進法が成立。

#### インクルーシブ教育

初等教育や中等教育段階において、障がいを持った子どもを大半の時間を通常学級で教育する実践のこと。国ではインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を推進している。

### か行

#### 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。市町村又は当該業務の実施の委託を受けた者が設置することができる。

#### 高次脳機能障がい

病気や交通事故などさまざまな原因で、脳が部分的に損傷を受けたために生ずる、言語や記憶などの障がいをいう。新しいことが覚えられない、注意力や集中力の低下、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が出現し、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障を来たすようになる。平成 22 年の障害者自立支援法改正により障がい者の範囲に含まれた。

#### コミュニティーソーシャルワーカー

社会・地域福祉の取り組みを進めるための社会福祉援助を行う職員またはボランティアスタッフのこと。

#### 雇用率

すべての事業主は、障がい者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な場を与える共同の責務を有するものであって、進んで障がい者の雇い入れに努めなければならないとされている。このような連帯責任は、すべての事業主によって平等に負担されるべきであり、各事業主がその雇用する労働者数に応じて分担するのが合理的であるとの考えから、障がい者雇用率が設定されている。(民間企業 2.0%、国・地方公共団体 2.3%、都道府県等の教育委員会 2.2%)

### さ行

#### サテライト型住居

平成 26 年 4 月から創設され、本体のグループホームから概ね 20 分以内で移動することが可能な距離にサテライトとして事業者が確保した住居。障がい者が必要な支援を受け生活ができる。

## サービス管理責任者

所定の障がい福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者。

## 重症心身障がい

障がいの種別にかかわらず2つ以上の障がいのある「重複障がい」とは異なり、重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複する場合に限って使われる名称。

## 手話

聴覚障がい者の意思疎通（コミュニケーション）手段の一手法であって、手の型・位置・動きを組み合わせることで意味を表すもの。

## 手話通訳者

都道府県が実施する手話通訳者養成研修を受講し、手話通訳者として登録された方。

## 障がい者虐待防止センター

障がい者虐待に関する通報や、虐待を受けた障がい者本人からの届出の窓口。市町村に設置されている。

## 障がい者権利擁護センター

障がい者虐待に関する通報や、虐待を受けた障がい者本人からの届出の窓口。都道府県に設置されている。

## 障がい者就業・生活支援センター

障がい者の一般就労の機会の拡大を図ると共に、障がい者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供し、障がい者の自立と社会参加の一層の促進を図るよう支援する施設。

## ジョブコーチ

就職又は職場への定着に際して課題がある障がい者に対して、事業所へ一定期間職場適応援助者（ジョブコーチ）を派遣して、引き続き職場で安定して働くことができるように、障がい者本人はもとより家族や事業主に対して支援を行う。

## 自立支援協議会

障がい者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体、障がい者等により構成された委員により協議を行う場。

## 身体障がい者手帳

身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障がいのある方に対し、申請に基づいて障がい程度を認定し、法に定める身体障がい者であることの証票として都道府県知事・中核市長が交付するもの。各種支援施策の基本となっていると共に、税の控除・減免やJR運賃の割引などについても、手帳の交付を受けていることがその対象の要件となっている場合がある。

## 精神障がい者保健福祉手帳

精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があるものを対象として交付する手帳。所得税等の控除・減免等の優遇施策が講じられている。

## 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどのために判断能力が十分ではない人を保護するための制度。そのような人が契約を結ぶ必要がある場合などに、本人に代わってこれらの行為を行うなどの後見的役割を務める成年後見人等を家庭裁判所が選任することによって、その判断能力を補うもの。

## ソーシャルインクルージョン

もともとヨーロッパ諸国における近年の社会福祉の再編のなかで基調とされている理念であり、貧困や失業、ホームレス等を社会から排除された人と捉え、その市民権を回復し、再び社会に参入することを目標に、公的扶助や職業訓練、就労機会の提供等が総合的に実施されている。近年の日本においては、地域福祉の観点から、障がい者や高齢者に対する基本理念として用いられるようになってきている。

## た行

### 地域生活支援事業

市町村の創意工夫によって、利用者の状況に応じて柔軟に実施される事業。必須事業として、相談支援、意思疎通支援（手話通訳等の派遣など）、日常生活用具の給付又は貸与、移動支援、地域活動支援センター機能強化事業の5事業がある。また、任意事業として、社会参加事業などの地域の実情に合った事業を実施する。障がい福祉計画で地域生活支援事業の実施について必要な事項を定めている。

### 点字

視覚障がい者が文書を読み書きするときに用いるもの。指先で触れて読めるように、紙面に突起した点を縦3点、横2点で組み合わせて音を標記する文字。点字に対して、印刷された文字や手書きの文字は墨字（すみじ）と言い、墨字で書かれたものを点字に改めることを点訳という。

### 特定疾患医療給付

いわゆる難病のうち、厚生労働省が指定する特定疾患治療研究事業 56 疾患と県単独指定の 2 疾患について、研究の推進と治療の確立・普及を図り、併せて医療費の給付により患者の負担を軽減するもの。

### 特別支援教育

従来の特殊教育の対象となる障がいだけでなく、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等を含めた障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

## トリアル雇用

職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、ハローワークや職業紹介事業者等の紹介による、一定期間の試行雇用のこと。

## な行

### 難病

「難病の患者に対する医療等に関する法律」(平成27年1月施行)によれば、難病とは、①発病の仕組みが明らかではない、②治療方法が確立していない、③長期の療養を必要とする、④患者数が人口の0.1%以下、⑤客観的な診断基準が確立している、の5つの要素を満たす疾患であると定義している。

### ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルであるという考え。障がい者施策のもっとも重要な概念。

## は行

### 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障がい(ADHD)、学習障がい、チック障がいなどが含まれる。アメリカ精神医学会の診断基準DSMでは一部は自閉症スペクトラム障がいと統合されてきている。生まれつき脳の一部の機能に障がいがあるという点が共通しており、同じ人に、いくつかのタイプがあることも珍しくない。個人差がとても大きいという点が特徴といえる。平成22年の障害者自立支援法改正により障がい者の範囲に含まれた。

### 発達フォロー協力医

岡崎市において発達に心配のある子を地域で診察をする協力医療機関。

### バリアフリー

障がいのある方が社会生活をしていく上でバリア(障壁)となるものを除去するという意味。もともとは建築用語として登場し、建物内の段差の解消等物理的な障壁の除去という意味合いが強いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての除去という意味でも用いられている。情報バリアフリー、心のバリアフリーなど。

### ピアカウンセリング

ピア(peer)とは「社会的、法的に地位の等しい人、同等・対等者、仲間、同僚」の意。ピアカウンセリングとは、同じ課題や問題、不安を共有している当事者自身がカウンセラーとなり、同じような立場や状況にある人に対し相談援助活動を行うことをいう。

### ピアサポート

同じような立場や状況にある人によるサポートをいう。

## ひよこの会

岡崎市において、1.6歳児健診で経過観察が必要な子どもが医師等の観察や指導を受ける場。

## ペアレントメンター

親による親のための相談者。発達障がいに関する場で、同じ親として仲間の子育ての悩みに寄り添い共感したり、情報の提供や専門機関での相談のきっかけづくりなどの支援を行う。

## ボランティアセンター

ボランティア活動の地域における拠点として、①ボランティア活動の相談、登録、あっせん、②ボランティア活動に関する調査研究、情報提供、啓発、③ボランティアの研修、機材の貸与などを行い、総合的にボランティア活動を促進する機関。

## や行

### ユニバーサルデザイン

バリアフリーの考え方をさらに発展させ、障がいのある方にとっても、高齢の人にとっても、若年層にとっても「使いやすい」ように製品や生活環境をデザインするという考え方。ハンディのある方にとって便利なものは、万人にとっても便利なものとなりうる、という考え方を前提に「普遍性」を強調した概念。

### 要約筆記

聴覚障がい者のための意思疎通（コミュニケーション）手段の一つの方法であって、話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障がい者に伝えるもの。一般的にはOHC（オーバー・ヘッド・カメラ）を使用し、話し手の話の内容をシートに書き、スクリーンに投影する方法とノートテイクによる方法が多く用いられている。近年では、パソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する方法も用いられてきている。

## ら行

### リハビリテーション

能力低下やその状態を改善し、障がい者の社会的統合を達成するためのあらゆる手段。リハビリテーションは障がい者が環境に適應するための訓練を行うばかりでなく、障がい者の社会的統合を促す全体として環境や社会に手を加えることも目的としている。

### 療育手帳

知的障がい者に対して一貫した指導・相談を行うと共に、各種の援助措置を受けやすくするために、一定の障がいのある方に対し申請に基づいて障がい程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障がい者であることの証票として県知事が交付するもの。

第4次 岡崎市障がい者基本計画  
(第4期 岡崎市障がい福祉計画)

発行年月：平成 27 年 3 月

発行：岡崎市 障がい福祉課

〒444-8601 岡崎市十王町 2 丁目 9 番地

TEL：0564-23-6155 FAX：0564-25-7650

